

第 3 編

基 本 計 画

第 1 章

少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

第 2 章

だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

第 3 章

豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

第 4 章

子育て・教育・交流の充実したまち

第 5 章

地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

第 6 章

計画推進の体制づくり

第1章

少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

第1節 すべての住民が健康なまちづくり

- 1 - 1 健康づくり体制の充実
- 1 - 2 医療体制の充実

第2節 心で支える福祉のまちづくり

- 2 - 1 地域福祉の充実
- 2 - 2 高齢者福祉の充実
- 2 - 3 児童福祉の充実
- 2 - 4 ひとり親福祉の充実
- 2 - 5 障害者福祉の充実
- 2 - 6 要援護者福祉の充実
- 2 - 7 社会保障の充実

第1章 少子・高齢化に対応した健康・福祉のまち

第1節 すべての住民が健康なまちづくり

1-1 健康づくり体制の充実

【現状と課題】

健康は、充実した生活を営むための基礎となるものであり、生活様式や食生活の変化、少子高齢化をはじめとした社会環境の変化等に伴い、住民の健康づくりへの関心が高まってきています。近年では、「心身ともに健康に生活する」という観点から、健康寿命*の重要性にも注目が集まっています。

このような中、保健センターを中心に、検（健）診や保健指導、健康教育や相談など、病気の早期発見・早期治療を重視した取り組みを進めてきたこともあり、本町のがん検診の受診率は県内上位に位置しています。

今後も、住民の自主的な健康づくり活動の拠点として、保健センターをはじめとした施設や設備の充実を図るとともに、様々な健康づくり活動を支援するための環境整備、情報提供等に取り組む必要があります。

一方、平成20年から始まった国民健康保険加入者の特定健康診査*、特定保健指導の受診率は伸び悩んでおり、その事業内容や受診勧奨に対する見直し、工夫が必要となっています。

保健事業

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	回数	実施延人数	回数	実施延人数	回数	実施延人数	回数	実施延人数	回数	実施延人数
健康教育	177	4,332	217	4,321	226	4,798	258	7,397	227	8,211
健康相談	962	8,359	828	7,739	867	7,138	219	2,217	245	3,452
訪問指導	-	490	-	437	-	472	-	554	-	607

資料：町健康増進課

各種検診受診状況

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	受診率(%)	実施人員	受診率(%)	実施人員	受診率(%)	実施人員	受診率(%)	実施人員	受診率(%)	実施人員
特定健康診査*	30.8	725	30.2	707	31.1	763	32.1	741	-	783
後期高齢者健康診査	34.8	530	32.9	515	32.9	500	32.6	502	-	535
胃がん検診	18.3	665	20.2	736	20.1	731	17.9	764	19.7	839
子宮がん検診	25.9	889	30.6	1,060	32.2	1,103	29	1,108	30.7	1,175
乳がん検診(マンモ)	17	345	22.2	522	24	563	20.2	546	22.3	603
乳がん検診(視触診)	28.6	980	33.7	1,157	33.8	1,158	29.4	1,123	33	1,263
肺がん検診	40.6	1,480	41.2	1,501	39.8	1,445	32.7	1,394	38.4	1,636
大腸がん検診	31.7	1,155	32.4	1,179	31	1,128	31	1,321	31.4	1,337
歯周疾患検診	-	160	-	142	-	149	-	120	-	142
前立腺がん検診	-	75	-	82	-	71	-	66	-	100

資料：町健康増進課

*印の語句：資料編に用語解説あり

【基本方針】

「心身ともに自立して健康に暮らす健康づくり」という新たな視点に立ち、関係機関との連携のもと、保健センターを拠点とした様々な健康づくり活動を支援する環境整備を推進していきます。

【施策の内容】

1. 健康づくり活動の推進

- (1) すべての住民が生涯を通じて健康に過ごせるよう、住民一人ひとりが健康増進に努め、疾病を予防することに重点を置いた健康づくり活動を推進します。
- (2) 保健センターをはじめ、サポートセンターややすらぎプラザのさらなる活用により、住民の自主的な活動の促進や高齢者の健康維持に繋がる地域コミュニティ*活動を支援します。
- (3) 健康の維持・増進に向け、食生活に関する啓発や健康づくり活動などに取り組みます。

主要な施策

住民の自主的活動の支援
 生命の貯蓄体操、健康教室等の継続実施 貸農園事業の継続実施
 ウォーキングイベントの継続実施
 高齢者の健康維持に繋がる地域コミュニティ*活動の支援
 地域行事に合わせた健康相談など
 関係機関との連携による地域に密着した保健・医療サービスの改善
 健康講演会の開催 認知症予防教室の継続実施
 食生活の改善への意識啓発
 栄養相談 料理教室

2. 保健活動の推進

- (1) 住民の健康づくりを支援するため、保健センターを中心とした各種がん検診、健康診査、健康相談、健康教育等の保健活動の充実に努めます。
- (2) 関係機関や地域との連携を図りながら、多様な保健事業の充実に努めます。
- (3) 要介護状態（心身介護や認知症など）にならないように、高齢者を対象とした新たな介護予防事業に取り組み、事業内容の充実に努めます。

主要な施策

健康診査の推進
 セット検診（特定健診・各種がん検診の同時実施等による受診率の向上）
 健康相談の充実
 保健師や管理栄養士などが対応
 健康教育の充実
 住民への「健康講演会」
 母子保健・成人保健・精神保健等の充実
 健診、相談、教育業務の継続実施

3. 住民意識の高揚と人材育成

- (1) 住民の健康づくりに関する意識を高めるため、学習機会の拡充や広報等の充実に努めるとともに、人材育成のための体制整備に努めます。
- (2) 住民の自主的な組織・活動の育成・支援に努めるとともに、地域の力を活用した住民の健康づくり運動を推進します。

主要な施策

新健康増進計画に即した事業実施

目標達成のための新たな事業展開

広報等の充実

広報誌や SNS* を活用した情報提供

健康イベントの開催

健康まつり、歯と口の健康祭り等

研修など学習機会の拡充等による人材育成

研修会への参加 健康講演会の開催

住民組織・活動の支援

食生活改善推進協議会、ふれあいいきいきサロン、うたづ遊友健康づくりの会、健康体操教室等への支援

1 - 2 医療体制の充実

【現状と課題】

本町の医療施設は、医療機関の状況や坂出市、丸亀市などの中讃圏域全体で考察すれば、概ね充足されていると考えられます。

一方、高齢化の進行や疾病構造の変化により、医療や介護などへの取り組みも長期的な対応療養に変わりつつあります。そのため、今後は、医療、介護、福祉、生活等、様々なサービスの包括的な支援体制（地域包括ケアシステム*）を構築し、高齢者、障害者等に対し、地域住民や関係機関と連携して、地域に密着したサービスを提供していく必要があります。

町内医療機関の状況（平成24年）

施設	箇所数
病院	0
診療所	8
小児科	1
眼科	1
歯科医院	6

資料：町健康増進課

【基本方針】

「既存の医療施設・体制を充実させるとともに、地域包括ケアシステム*を構築することにより、住民や関係機関と連携して地域に密着した医療や介護などの包括的なサービスの充実を図ります。

香川県や医師会と連携して救急医療体制（初期、二次、三次救急医療機関）の拡充を図ります。

平時、有事ともに住民が安心して医療サービスなどを受けられることができるように、関係機関との協力体制の強化を図ります。

【施策の内容】

1．医療体制の強化

- （1）高齢化をはじめとする社会の変化に対応した医療体制の充実に向け、町内の医療機関や周辺市町との連携強化に努めます。
- （2）かかりつけ医*の確保や在宅診療等、住民がいつでも安心して受診できる体制づくりに努めます。
- （3）夜間・休日における救急医療体制の充実や通院の支援等、住民が安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

主要な施策

休日・夜間などの救急医療体制の充実

初期救急及び二次救急への協力体制の強化

周辺市町や関係機関との連携強化

周辺医療施設のPR強化 救急医療の適正な利用推進と情報提供

2．保健・医療・福祉の連携強化

- （1）高齢社会に対応した医療、介護、住まい、生活支援サービスが一体化した総合的な支援体制づくりに向け、地域包括ケアシステム*の構築及び運用マニュアルの策定に取り組みます。

主要な施策

保健、医療、福祉等の関係機関との連携強化

介護保険事業者との連携強化 地域包括ケアシステム*の構築

住民に分かりやすいサービス内容の情報提供

第2節 心で支える福祉のまちづくり

2-1 地域福祉の充実

【現状と課題】

本町は、核家族化の進行などの社会構造の変化に加え、転出入が多い地域特性があります。このため、地域の連帯感の希薄化や地域コミュニティ*の弱体化が指摘されています。

また、住民の福祉に対するニーズも複雑化・多様化し、公的な福祉サービスのみでは十分な対応が難しくなっています。一方、本町の地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心に宇多津町ボランティア連絡協議会と連携しつつ、各種福祉団体やボランティア、地域住民等の協力、さらに、民間活力の活用を含め様々な活動が推進されています。

今後、これらの組織との連携強化や活動の更なる充実を推進し、だれもがいきいきと活動でき、助け合いが日常的に行われる社会を目指していきます。

そのためには、防災や子育てなどを各地域の特性に応じて、住民が参加しやすい活動を核とした地域力を高めていくことが必要です。

ボランティア団体の状況

	団体名	登録人数	主な活動内容
1	宇多津町老人クラブ連合会	27	ふれあい活動、世代間交流
2	宇多津町民生児童委員協議会	26	地域における福祉活動
3	宇多津町ボランティア推進委員	28	清掃奉仕
4	うたづ遊友健康づくりの会	37	健康づくり、健康ウォーク
5	宇多津町婦人会	36	町内のイベント、敬老会
6	ボランティア如月会	12	給食ボランティア、高齢者慰問
7	朗読の会	10	声の広報
8	ボランティアグループ ハート 9 9	4	外出支援
9	本に親しむ会	9	本の読み聞かせ
10	うたづ莓一絵	17	一人暮らし高齢者への絵手紙配布
11	宇多津保護司会	11	青少年更生保護
12	宇多津さくらの会	52	植樹活動
13	うたづの町屋とおひなさん実行委員会	28	地域活動の活性化を図る活動
14	サポートママ「モコモコ」	24	子育て支援、地域交流活動
15	T C N U (トランスジェンダーネットワーク宇多津)	14	障害者の社会参加の支援
16	母子寡婦福祉会(ひまわり会)	14	母子寡婦への支援活動
17	宇多津町身体障害者協会	13	障害者の社会参加の支援
18	ゆかいな仲間たち	10	施設慰問活動
19	N P O 法人 メロディー	5	障害者の社会参加の支援
20	宇多津町P T A 連絡協議会	1	学童に対する支援活動
21	N P O 法人 あいあい	5	障害者・高齢者に対する社会参加の支援
22	たこの会	9	緑化活動
23	社会福祉法人ドリーム	6	障害者の社会参加の支援
24	宇多津花と緑の会	64	緑化活動
25	古街まちづくり組合	10	地域交流活動

資料：宇多津町地域福祉計画（平成23年）

【基本方針】

住民一人ひとりが地域の連帯意識を持って、それぞれの立場でできる活動に取り組むことで、だれもが暮らしやすく、安心して快適な生活が送れるようまちづくりを推進します。

【施策の内容】

1. 社会福祉団体等との連携強化と支援

- (1) 住民主体の福祉社会の形成に向け、社会福祉協議会をはじめとする各種社会福祉団体との連携強化や支援に努めるとともに、その活動内容の充実を図ります。

主要な施策

社会福祉協議会の充実
 活動内容の充実 組織体制の充実強化
 福祉センターの建て替え、機能の充実

2. ボランティア等との連携強化と支援

- (1) 各種ボランティア活動が地域において継続的に展開できるように、宇多津町ボランティア連絡協議会等の活動支援や住民への啓発活動に努めます。
 (2) サポートセンターをはじめ、やすらぎプラザや各コミュニティ分館の活用により、活動の場の拡充を図るとともに、住民の自主的な活動を促進します。

主要な施策

宇多津町ボランティア連絡協議会等の活動支援
 住民への情報提供の強化
 ボランティア活動の情報提供
 活動拠点の整備・充実
 サポートセンター、やすらぎプラザ、各コミュニティ分館、保健センター等の活用
 民間企業と連携した「ふれあい見守り活動」の支援、地域での見守り体制の整備

3. 人材育成

- (1) 各地域で行われている「いきいきサロン活動」等を通じて、地域の人材やニーズを把握していくとともに、地域の自主的な福祉活動の推進や地域福祉に対する意識の高揚を図ります。
 (2) 関係機関と連携を取りながら、活動機会の創造や活動リーダーの育成に向けた各種研修機会の拡充を図ります。

主要な施策

活動機会の創造
 研修機会の拡充
 ボランティア養成講座の継続実施
 地域活動のリーダーとなる自治会長や民生委員などに対する研修会の開催
 住民に対する啓発活動の推進

2 - 2 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

近年の平均寿命の伸びや出生率の低下などによって、高齢者の割合が急速に増加しつつあります。本町においても、近い将来、年少人口と高齢者人口の比率が逆転することが予想され、人口構造の大きなターニングポイントを迎えています。このような急速に進む高齢社会に対応するため、高齢者福祉のあり方も、要介護老人に対するサービスの提供から要介護状態になることを防ぐサービスの提供へと変化してきました。

本町においても、高齢者が慣れ親しんだ環境で住み続けられるよう、在宅福祉の充実を図るとともに、公共施設をはじめとした生活環境の整備に取り組むことが重要です。また、町内の既成市街地と新宇多津都市では高齢化に対する課題も異なることから、地域の特徴に応じた対策とすることが必要となってきます。さらに、今後の本格的な超高齢化社会の到来に備え、短期的な視点だけでなく長期的な視点も考慮し、持続可能な取り組みを進めることも求められます。

一方、本町の高齢者の状況を見ると、老人会の文化的活動や健康づくり、社会奉仕活動、シルバー人材センターを中心とした雇用機会の拡充等、地域社会に密着した様々な活動に取り組んでいます。

今後の高齢社会において、まちづくりにおける高齢者の役割は重要であり、高齢者の生きがいづくりと合わせ、まちづくりへの参画が重要となっています。

高齢者人口（65歳以上）の推移

	実数（人）[高齢化率（%）]				
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
宇多津町	1,561 [12.2]	1,950 [13.1]	2,303 [14.4]	2,673 [15.3]	3,127 [17.1]
香川県	157,237 [15.4]	186,850 [18.2]	214,242 [20.9]	235,508 [23.3]	253,245 [25.8]

資料：国勢調査

【基本方針】

高齢者が住み慣れた地域で、健康でいきいきと暮らしていけるよう、在宅福祉サービスの充実や介護予防に対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、地域の特徴に応じた持続可能な高齢者福祉の充実に努めます。

地域包括ケア体制や高齢者とその家族を地域全体で支える仕組みづくりを関係機関と連携して推進します。また、生きがいをもって生活できるように、高齢者の豊かな経験や知恵を発揮できる体制づくりに努めます。

住民に介護保険制度の理解を得るため、機会あるごとにサービス内容の周知活動の充実を図ります。地域に密着した介護保険サービスを提供するための事業を拡充します。

【施策の内容】

1. 地域包括ケアの充実

- (1) 在宅福祉サービスの充実に向け、介護保険の持つ制度を有効活用しながら、町独自のサービスの充実を図るとともに、地域の特徴に応じた持続可能な新サービスの導入検討に取り組めます。
- (2) 在宅介護に取り組む介護者への相談・支援体制の充実に努めます。

主要な施策

- | | |
|----------------------------|-----------------------|
| 在宅福祉サービスの充実 | |
| 緊急通報システムの設置 | 生きがい活動支援通所事業の継続実施 |
| 軽度生活援助事業の継続実施 | 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業の継続実施 |
| 給食サービス事業の継続実施 | 福祉タクシー助成事業の継続実施 |
| 介護保険との連携 | |
| 介護者への支援 | |
| 地域包括支援センター*の総合相談の体制強化 | 時宜に則した介護予防事業の充実 |
| サポートセンターの活用 | やすらぎプラザの活用 |
| 家族介護支援事業(介護見舞金)の継続実施 | |
| 介護予防に対する正しい知識の普及啓発 | |
| 地域包括ケアシステム*の構築並びに関係機関の連携強化 | |

2. 生きがいづくり

- (1) 高齢者が個々の能力や状況に応じて、就労や学習、スポーツ活動等に取り組み、充実した日々を送ることが可能となるような体制づくりに努めます。
- (2) 老人クラブ等による地域活動の活性化や、NPO*等の地域団体と連携した高齢者の社会参加の機会と場の提供に努めます。
- (3) 高齢者の持つ能力をまちづくりに活かすとともに、高齢者の社会参加を促すため、各種のボランティア活動への参加を促進します。

主要な施策

- 就労機会の拡充
 - シルバー人材センターとの連携強化
- 学習・スポーツ活動等の推進
 - サポートセンター、やすらぎプラザでの趣味的活動の推進
 - 老人クラブを通じてのスポーツ活動の促進
 - 世代間交流等の推進
- 地域の伝統・文化継承活動の推進
- いきいきサロン活動の推進
- ボランティア等への参加促進

3. 高齢者にやさしいまちづくり

- (1) 高齢者が自立して生活し、自由に活動できる環境づくりを目指し、公共施設のバリアフリー*化や高齢者向けの住宅整備等を支援します。
- (2) 公営住宅や民間賃貸住宅のグループホームとしての活用を検討します。

主要な施策

- 公共施設等のバリアフリー*化
 - 公共施設のバリアフリー*化の推進
 - 民間企業等への啓発
- ふれあい見守り活動の推進

2 - 3 児童福祉の充実

【現状と課題】

本町では、町外からの若年層の転入により、保育需要が高くなっていることから、乳児保育、延長保育、一時保育、休日保育に取り組むなど、多様化する保育ニーズへの対応を図ってきたところです。一方で、核家族化の進行や都市化の進展、女性の社会進出等を背景に、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、家庭における養育機能の低下が指摘されています。

このため、今後の子育て環境づくりには、多様化・高度化する保育ニーズに対応して受け入れ体制の強化を図るとともに、家庭と地域が一体となって子どもたちが健やかに育つ生活環境を整備する必要があります。

現在、本町では、地域で子どもを育てるため「ファミリー・サポート・センター*」「みんなのサロン」「つどいの広場」等を開設していますが、ボランティアの育成や地域での取り組み方法等、活動のさらなる強化を図っていきます。また、子どもたちの教育にとって重要な遊び場の確保として、児童館や公園等の整備・充実に努める必要があります。

さらに、出生前からの継続した子育て支援等、住民の視点に立った事業を幅広く取り組み少子化対策の充実を図っていきます。また、近年、社会的問題として顕在化しつつある、児童虐待等への対応は、平成24年10月相談支援センターを開設し、体制の強化に取り組んでいますが、児童相談所・教育委員会、学校、保育所などの関係機関とさらなる連携を図る必要があります。

【基本方針】

多様化する保育ニーズに対応し、安心して子どもを生ま育てることができるよう子育て支援の充実、環境づくりを図っていきます。

「ファミリー・サポート・センター*」「みんなのサロン」「つどいの広場」等、地域での活動の充実や、それらに携わるボランティアの育成等、地域で子どもを育てる体制づくりに努めます。児童虐待・子育ての悩み・子どもの発達等に対する相談・支援体制の強化等に努めます。

【施策の内容】

1. 保育所の充実

- (1) 延長保育や一時保育等、多様化・高度化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの充実に努めます。
- (2) 保育所の老朽化に伴う計画的な改修や施設・設備の一層の整備・充実に努めます。
- (3) 保育士の適正数の確保および研修・指導体制を強化して資質の向上に努めます。

主要な施策

多様な保育ニーズへの対応

延長保育、一時保育等の継続実施 病児、病後児保育・夜間保育の実施検討

保育所施設の計画的な改修

保育士の確保および研修・指導体制の整備による資質の向上

2. 子育て支援の充実

- (1) 地域の子育て支援として、保育所等を活用した育児相談や集団生活への適応を図るなど、児童及び家族に対する支援を充実します。
- (2) 保健センターや相談支援センターにおいてだれもが気軽に相談できる体制づくりを図るとともに児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- (3) 関係機関との連携により妊婦や乳幼児に対する保健・医療の充実に努めます。

主要な施策

- 家庭教育の支援
- 子育て支援活動の充実
 - こにちは赤ちゃん事業の実施
 - 保育所と幼稚園の連携強化
- 子どもの相談体制の充実
 - 民生委員、NPO*法人の活動支援
 - 保育士・看護師・保健師・助産師等の相談活動の支援
- 児童虐待等への対応
 - 関係機関の連携強化による相談・支援体制の強化
 - 医療機関・関係機関との連携による保健・医療の充実
 - ハイリスク妊婦*や低体重児の訪問指導
- 保育所・保健センターにおける支援体制の充実
- 未就園児の相談・支援
- 虐待、DV*に関する啓発

3．子どもの遊び場の確保

- (1) 子どもが安全に遊べる場の確保として、児童館、公園等の整備・充実に努めるとともに、ニーズに対応した放課後児童育成クラブ等の取り組みにより、児童の健全育成・サービスの充実に図ります。

主要な施策

- 子どもの遊び場確保
 - 児童館の増設の検討
 - 放課後児童育成クラブの実施
 - 時間・年齢の延長
 - 小規模クラブの育成

4．少子化対策

- (1) 子育てにおける経済的負担の軽減を図るとともに、出生前支援を含めた総合的な少子化対策を推進します。

主要な施策

- 経済的支援の充実
 - 母子・生保世帯等に対するの保育料の免除
 - 子ども医療の助成対象年齢の拡大
- 子ども・子育て支援事業計画の策定
 - 住民ニーズの把握
 - 育児休業等の制度の啓発活動
 - 不妊治療に対する支援の推進
 - 不妊治療費支援制度・相談体制の構築

2 - 4 ひとり親福祉の充実

【現状と課題】

離婚の増加や死別により、ひとり親家庭は年々増加傾向にあります。また、本町は、児童扶養手当の受給者割合が県下で最も高く、ひとり親家庭の割合も県内で上位に位置しています。

ひとり親家庭は、社会的・経済的・精神的に不安定な状態におかれることが多く、児童の健全育成のために、生活面や精神面の安定等を図るための様々な施策が必要となります。

そのため平成 22 年度より従来の母子家庭に加え、父子家庭に対しても児童扶養手当の支給対象者として追加し、また平成 23 年度より父子家庭の父親に対しても医療費の助成を実施しています。

今後も、経済的支援にとどまらず、経済的自立を促し、家庭の機能を強化させ、安心感のある日常生活を維持していくため、相談機能の充実に努めるとともに、香川県、学校等の関係機関との連携や、地域コミュニティ*による支援など地域全体で取り組む必要があります。

【基本方針】

ひとり親家庭の生活の安定と自立の助長を図るため、経済的支援や相談体制の充実等、ひとり親福祉施策の充実に努めるとともに、関係機関との連携による職業訓練・就労支援を推進します。

家庭の抱える問題を早期に解決するため、相談・指導体制の充実に努めるとともに、地域コミュニティ*を活かし、地域全体でひとり親家庭を支援する体制づくりに努めます。

【施策の内容】

1．経済的支援の充実

- (1) 関係機関との連携を図りながら、児童扶養手当の給付、母子寡婦福祉資金の貸付を効果的に活用することに努めます。
- (2) 香川県、職業安定所と連携を図りながら職業訓練・就労支援を図ります。

主要な施策

経済的支援の充実

児童扶養手当の給付 医療費助成の継続実施

職業訓練・就労支援の推進

2．相談指導体制の充実

- (1) ひとり親家庭の抱える問題を的確に把握し、その対応を図るため、民生委員や保健師等の関係機関と連携し、気軽に相談できる相談体制の充実に努めます。
- (2) 母子家庭相互の連携強化に努めるため、母子福祉団体等の支援や加入促進のための広報活動に努めるとともに、地域全体でひとり親家庭を支援する体制づくりに努めます。

主要な施策

相談体制の充実

母子・寡婦福祉会の活動支援

地域ボランティアの活動支援

学習ボランティア派遣・ヘルパー派遣の実施検討

3．ひとり親家庭等の自立に対する総合的支援

- (1) ひとり親家庭の自立に向けて関係機関との連携強化を図ります。

主要な施策

関係機関との連携強化

2 - 5 障害者福祉の充実

【現状と課題】

平成25年4月に施行された「障害者総合支援法」で、これまでの身体障害・知的障害・精神障害に加え、難病・発達障害*も障害の範囲に含まれました。障害は、先天的なものだけでなく、交通事故、労働災害や精神的なストレス等の後天的な原因によるものがあり、その数は毎年増加しています。

さらに、同法では難病の障害者対象への追加や重度訪問介護の対象拡大等、これまでの制度の谷間を解消するとともに、障害福祉計画の策定において、障害者のニーズ把握や医療・教育機関等との連携を考慮することも定められており、今まで以上に障害者の個々のニーズに応じられるきめ細やかな施策の充実が求められています。

本町では、障害者の地域活動への参加を促すため、スポーツ大会や研修等に取り組んできましたが、同法では障害者やその家族だけでなく、地域住民が自発的に行う活動の支援や、障害者の意思疎通支援を行う人材の育成等、総合的な支援が求められています。

また、障害者が地域で共生するため、障害者に対する理解を深める研修・啓発に取り組むことにより、地域社会全体で障害者を見守り、障害の有無に関わらず住民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。

【基本方針】

障害者が地域社会の一員として、家庭や地域の中で安心して生活を送ることができる共生社会の実現を目指し、経済的支援、相談体制の充実、職業訓練や就労支援を推進します。

個々の障害者が必要とする福祉サービスを提供するため、障害者のニーズを把握し、関係機関と一体となったきめ細やかな施策の充実に努めます。

障害者の就労の促進と社会参加机会の確保および地域社会における共生、社会的障壁を除去するため、障害者を支援する地域づくりや人材育成に努めます。

【施策の内容】

1．福祉サービスの充実

- (1) 障害者総合支援法の施行を踏まえ、関係機関と連携しながら障害者のニーズに応じたきめ細かな総合的サービスの充実に努めます。

主要な施策

福祉サービスの充実

障害福祉サービス等の継続実施

町独自の年金制度の継続実施

送迎体制の検討

グループホームの設置促進

地域生活支援事業の継続実施

社会福祉法人等の活動支援

障害者計画の策定

2．就労の促進と社会参加の推進

- (1) 障害者に対する正しい知識と理解が得られるよう、ノーマライゼーション*の理念の普及・啓発に努めるとともに、障害特性を理解するための交流事業の推進や地域住民が自発的に行う活動の支援に努めます。

- (2) 関係機関と連携を取りながら、職業訓練や民間企業等における就業机会の場の拡充を図ります。

- (3) 障害者の社会参加を支援する人材育成に努めます。

主要な施策

啓発活動の推進

交流事業の推進

スポーツ大会等の開催 ボランティア養成講座の継続

地域コミュニティ*による障害者支援の推進

職業訓練・就業機会の拡充

障害者を支援する人材の育成

市民後見人等の人材育成・研修 手話奉仕員の養成

3. やさしいまちづくりの推進

(1) 障害者や高齢者等、すべての人々が自由に移動し、社会参加ができるように、公共施設等のバリアフリー*化等への啓発に努めます。

主要な施策

公共施設等のバリアフリー*化

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）による宇多津駅を核とした駅周辺の整備

福祉マップの作成

公共施設のトイレ・スロープのバリアフリー*地図

2 - 6 要援護者福祉の充実

【現状と課題】

経済の発展とともに、全般的な生活水準の向上がみられる反面、病気や事故等を原因として経済的な問題を抱える家庭が生じています。また、近年は、リーマンショック等の影響による世界経済の減速により、特に建設関係や製造業を中心として、解雇や派遣社員の契約解除が増加しています。それに伴い、生活福祉資金の借り入れや生活保護の申請も増加し、町内の生活保護世帯は平成 25 年 4 月 1 日現在、146 世帯となっています。

経済的な要援護者に対する支援は、県（中讃保健福祉事務所）を中心に取り組まれています。本町でも、低所得者の経済的自立と生活の安定を図るため、就業機会の拡充や生活福祉資金貸付制度の活用等、支援対策と自立助長の推進を図る必要があります。

【基本方針】

援護を必要とする人々の経済的自立と生活の安定を図るため、関係機関と連携を図りながら、経済的支援だけでなく、個々のニーズに応じた総合的な生活自立支援を促します。

【施策の内容】

1．生活保護の充実

- (1) 生活困窮世帯に対する生活福祉資金貸付等を、より効果的に活用するとともに、香川県、社会福祉協議会や職業安定所等の関係機関との連携強化のもと就業機会の確保に努め、自立助長を促します。

主要な施策

福祉資金貸付制度の充実

民生委員との連携・協力による制度の活用

所得に応じた検診の無料化及び減額

就業機会の拡充

2．相談業務の充実

- (1) 個々の要援護者世帯の状況に応じ、香川県、社会福祉協議会等の関係機関との連携強化のもと、生活全般にわたる相談・指導体制の充実に努めます。

2 - 7 社会保障の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、国民皆保険制度の中で地域保険として大きな役割を果たしています。しかしながら、急速な高齢化の進行や疾病構造の変化、また無職者の増加等により、医療費は年々増加傾向にあり、国民健康保険会計を圧迫しています。同様に、後期高齢者医療も年々医療費が増加しています。今後、社会保障制度の見直しや拡充が図られる中で、医療保険の維持及び適正化に努めるためには、関係機関への働きかけだけでなく、住民の健康維持と保持、増進に努める必要があります。

一方、国民年金制度は、終身にわたり、老後の暮らしや、病気やけがで障害者になった時等に生活の安定を図る経済基盤としての公的年金制度です。そのため、住民一人ひとりの年金受給権を確保することが大切であり、社会保険事務所との協力・連携のもと、負担能力に応じた多段階免除制度の周知や納付しやすい環境整備等により、無年金者の発生を防止することが重要です。

国民健康保険の給付状況

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
被保険者数（人）	3,741	3,747	3,766	3,741	3,762
給付件数（件）	56,629	58,802	59,065	59,881	59,230
給付額（千円）	905,563	946,484	983,109	1,072,035	1,010,521
一人一月当たり給付額（円）	20,172	21,050	21,754	23,880	22,384

資料：町健康増進課

国民年金被保険者数

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
1号被保険者	2,105	2,109	2,086	2,087	2,145
3号被保険者	1,774	1,752	1,758	1,749	1,695
任意加入	25	23	24	31	34
合計	3,904	3,884	3,868	3,867	3,874

資料：町保健福祉課

国民年金受給者数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
拠出年金	485	444	404	382
基礎年金	2,407	2,502	2,632	2,834
福祉年金	0	0	0	0

資料：町住民生活課

【基本方針】

国民健康保険は、住民の主要な医療保険制度として適正な運用を図るとともに、社会保障制度の維持・適正化に努めるため、予防事業の強化による健康保持や健康増進に努めます。また、国保連合会とより緊密な連携を図り、国保広域化による県全体での一体化した事業展開に努めます。

国民年金は、社会保険事務所との協力・連携のもと、住民への周知、啓発、相談体制の強化を図るとともに、制度の周知や納付環境整備等により無年金者の発生防止に努めます。

【施策の内容】

1．国民健康保険・後期高齢者医療

- (1) 国民健康保険及び後期高齢者医療の健全な財政運営を図るため、医療費適正化対策事業による受診の適正化や保健事業の推進に努めるとともに、健康づくりや医療費負担の軽減に関する広報・啓発活動を推進します。

主要な施策

受診の適正化

レセプト点検の強化及び拡充

医療費通知の継続実施

ジェネリック医薬品*普及促進及び差額通知

訪問指導の充実

多受診者、重複受診者のリストアップによる適正化医療の指導

広報・啓発活動の推進

健康講座の開催

健康体操の継続実施

2．国民年金

- (1) 生活の安定を目指した国民年金制度に関する住民の理解を深め、健全な制度運営の推進に努めます。
- (2) 届け出の円滑な事務作業により、住民サービスの向上を目指します。

主要な施策

加入促進

資格取得・種別変更・資格喪失の手続き

口座振替の利用促進

広報・相談業務の充実

第2章

だれもが快適に安心して暮らせる 生活基盤の整ったまち

第1節 住みよい生活基盤づくり

- 1 - 1 市街地形成
- 1 - 2 住環境の充実
- 1 - 3 道路機能の充実

第2節 住みよい快適環境づくり

- 2 - 1 上水道の充実
- 2 - 2 下水道の充実
- 2 - 3 河川・海岸の整備
- 2 - 4 公園・緑地の充実

第2章 だれもが快適に安心して暮らせる生活基盤の整ったまち

第1節 住みよい生活基盤づくり

1-1 市街地形成

【現状と課題】

本町は、これまで都市計画マスタープラン*等の都市計画制度を活用し、計画的に土地利用等をコントロールしてきました。また、平成23年度からは景観計画を策定し、住民・事業者・行政(町)が一体となり良好な景観形成に向けた取り組みを進めています。

市街地整備では、国の交付金制度等を活用した生活道路や空家となった景観性の高い古民家の整備・活用等を実施し、人の交流や地域のにぎわいの再生を目指しています。

今後も、これらの取り組みを継続的に進め、地域資源の保全・活用を図り、風格のある魅力的な市街地の形成を推進する必要があります。

一方、人口増加が続く本町も、年少人口と高齢人口の逆転や、安全・安心に対する住民ニーズが高まりつつあるなど、社会構造の変革期を迎えています。

今後は、災害にも強い市街地の形成を促し、持続可能な集約型都市構造への転換に向けて計画的なまちづくりを進める必要があります。

【基本方針】

自然・歴史・文化とにぎわいが融和した魅力的で風格のある市街地の形成を目指します。

また、防災、環境、景観等の多様な機能が有機的に繋がりを持った市街地構造への転換を進めます。

【施策の内容】

1. 都市計画の推進

- (1) 現行の都市計画マスタープラン*を見直し、新宇多津都市と既成市街地のそれぞれの役割を明確にし、時代のニーズに即した土地利用への転換や秩序ある市街化への誘導を図ります。
- (2) 地域の実情に応じた都市機能の集積を図り、自然、田園、水辺等の環境に配慮した市街地の形成を進めます。

主要な施策

都市計画マスタープラン*の見直し
土地利用制度、都市施設等の配置の検討
みどりに関する基本構想の構築

2. 良好な市街地景観の創出

- (1) 都市の風致や歴史的、文化的景観の保全・活用により、良好な市街地景観の創出に努めます。

主要な施策

景観形成推進のための法制度の活用
景観形成支援制度の構築

3. 市街地の活性化とにぎわいの再生

- (1) 国の交付金制度等を活用し、地域の活性化、にぎわい再生に必要な都市基盤の整備・更新を進めます。

主要な施策

- 古街等の地域資源を活かした環境整備
- 生活道路の改善
 - 狭隘部や交差点の改良
 - 緑化の推進
- 住民等によるまちづくり組織の育成・支援

4. 将来を見据えた市街地構造の再編

(1) 高齢社会や自然災害への対応など、将来を見据えた市街地構造の転換を進めます。

主要な施策

- 将来人口の動向・構成等を見据えた集約型市街地構造の構築
- 公共施設の減災機能の強化

1 - 2 住環境の充実

【現状と課題】

町内の住宅は、新宇多津都市を中心に戸建住宅や低・高層の集合住宅が新たに建設されてきており、近年は、旧市街化調整区域*内でもミニ開発が進み、戸建住宅や賃貸アパートが建設されています。一方、少子高齢化に伴い、高齢者一人世帯の住宅や空家が増加している地域もあり、管理が不十分な危険住宅が一部に見られます。

町営住宅は、平成に建設された中高層住宅（RC 構造*）以外は、建設当時から 50 年～60 年を経過しており、老朽化が進み居住機能が著しく低下している住宅が殆んどを占めていることから、住宅の用途廃止や集約化など官民住宅の役割分担の明確化による適正な管理・運営が求められます。

さらに、今後予想される南海地震等の災害に対する住民意識も高まる中、安全・安心で快適な住環境の確保に向け、住宅開発の適正化や既存建築物の耐震化、町営住宅の長寿命化など官民一体となった対策が望まれます。

町営住宅の状況

（平成 25 年 4 月 1 日現在）

団地名	戸数
新開南	48
浦町	23
新町	42
山下	16
田町	29
津の郷	8
十楽寺	82
合計（7 団地）	248

資料：町建設課

【基本方針】

時代のニーズを踏まえつつ、快適で安全・安心な住環境の確保に向け、民間住宅開発の誘導、住宅耐震化に対する支援、老朽空家住宅への対応に努めます。

町営住宅や周辺環境の改善など、定住促進に向けた住宅施策を総合的に推進します。

【施策の内容】

1．町営住宅管理の適正化

- （1）「公営住宅長寿命化計画」に基づき、住宅施設等の機能更新を計画的かつ円滑に実施します。
- （2）民間事業者との連携を考慮した町営住宅の適正な戸数の確保と管理を推進します。

主要な施策

- 町営住宅の居住性・安全性の向上
 - 町営住宅の長寿命化・居住性の確保
- 適正な町営住宅戸数の確保
 - 借上公営住宅制度等の研究
 - 老朽住宅の用途の廃止

2. 良好な住環境の充実

- (1) 住宅ニーズの動向を踏まえつつ、民間と行政との適正な役割分担のもと、だれもが住みたい・住み続けたいと感じられる良質な住宅の供給や環境形成に努めます。

主要な施策

- 質の高い住宅供給の促進
 - 長期優良住宅・エコ住宅などの普及支援
- 景観や環境に配慮した住宅建設・宅地造成の誘導
 - 都市計画制度、景観計画の適用
- 住宅改修の相談体制の強化
 - 耐震改修等リフォーム支援等

3. 空き家対策の推進

- (1) 今後、増加することが予想される空き家の現状を把握・分析しつつ、空き家の増加を防ぐため、「宇多津町空き家バンク*制度」を引き続き進めるとともに、良好な古民家の活用を促す施策等について検討を進めます。

主要な施策

- 良好な空き家の活用斡旋
 - 宇多津町空き家バンク*制度の継続
- 不良空き家の適正な管理
 - 空き家再生等推進事業の活用
 - 空き家の適正管理に向けた条例等の研究
- 空き家の活用促進に向けた支援の研究
 - 空き家入居者への改修等リフォーム支援の検討

1 - 3 道路機能の充実

【現状と課題】

道路は、あらゆる住民生活や社会活動を支える根幹的なインフラ*であり、また、住民が生活を営むための大切な空間です。

近年、道路は、環境や防災に対する配慮の他、上下水道などライフライン*の収容機能など、求められる役割は多様化・高度化しています。

そこで本町では、すべての人が安全・安心で快適に移動できるための道路整備を進めてきました。

今後も引き続き、防災、交通安全の機能向上を図るための道路新設・改良、歩道・自転車通行帯など、道路の高質化を進めていく必要があります。

また、道路の維持管理も大きなウエイトを占めることとなり、中でも舗装については効率的に進めていく必要があります。そのためには、道路のライフサイクルコストの縮減や町道管理に対する多様な手法を検討するとともに、住民と協働*した里親制度（アダプション制度）*の推進などにより、町道管理を充実させる必要があります。

さらに、まちを支える根幹的なインフラ*として、国や県、関係機関と連携のもと橋梁の耐震性を高めるなど、より高い安全性を確保していく必要があります。

主要な道路の概要（平成 25 年 4 月 1 日）

	路線数	実延長（m）	改良率（％）	舗装率（％）	歩道設置道路 実延長（m）
国道	1	1,223	100	100	1,223
主要地方道	1	2,388	100	100	2,382
一般県道	3	8,247	98.9	100	7,196
町道	350	96,142	70.7	95.3	25,273

資料：町建設課

【基本方針】

町内の道路機能の高質化を図るため、引き続き県道等の計画的な道路整備（都市計画道路整備）を県に働きかけるとともに、通学路の安全性やバリアフリー*化の推進など安全・安心で快適な道路づくりを進めます。

また、道路としての利便性と安全性の調和を図りながら道路機能の高質化・円滑化を推進するとともに、適切な舗装修繕や住民との協働*による道路の適正な維持管理を進めます。

【施策の内容】

1．幹線道路機能の充実

- (1) さぬき浜街道、国道 11 号及び県道高松・善通寺線、県道富熊・宇多津線などの幹線道路は、本町の住民生活・社会活動を支える重要な役割を果たすため、県などの関係機関に整備・充実を促し、交通の円滑化を図ります。
- (2) 交通安全上危険な箇所などは、多様な問題を的確にとらえ、国道・県道の管理者に対し、解消するよう要望していきます。

主要な施策

幹線道路網（都市計画道路）及び緊急輸送路の整備促進

県道高松・善通寺線等の整備要望

県道富熊・宇多津線の整備要望

さぬき浜街道の機能充実

交通安全危険箇所の解消

2. 身近な道路機能の充実

- (1) 住民生活に身近な町道は、防災や景観・バリアフリー*にも配慮した道路環境の向上に努めつつ、地域の実情を踏まえながら、すべての人々が安全・安心に利用できるよう道路機能の充実を図ります。

主要な施策

安全・安心で快適な道路空間の形成

通学路の安全性確保

バリアフリー*化の推進

生活道路の高質化整備

南部地域の要望道路整備

未整備都市計画道路の整備促進

県道高松・善通寺線

県道富熊・宇多津線

3. 道路の適正な維持管理

- (1) すべての住民が安全・安心で快適に道路を利用できるよう、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく、道路維持管理に対するライフサイクルコストの縮減を図るための予防保全の考え方の導入や、住民との協働*による里親制度（アダプション制度）*の推進に取り組み、道路の適正な維持管理を行います。

主要な施策

「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく点検・対策の実施

道路橋の計画修繕・耐震化の促進

継続的な道路機能の保全推進

舗装修繕や危険箇所等の補修対策

住民参画による維持管理の促進

里親制度（アダプション制度）*の推進

第2節 住みよい快適環境づくり

2-1 上水道の充実

【現状と課題】

新宇多津都市への人口流入や商業施設の進出などにより、水需要は増加の一途をたどってきましたが、近年、商業活動の低迷とそれに伴う施設の稼働率の低下や節水意識の向上、節水型機器の普及などにより、水需要は減少傾向に変化しつつあります。こうした中、水道事業に求められるものは、これまでの量の充足はもとより、より安全でおいしい水の供給や大規模地震などを想定した危機管理体制の充実など、高度化・多様化しています。

今後は、これまで進めてきた施設整備による需要への対応から、より一層住民に安全な水を安定供給しつつ、限りある水資源を有効利用するためにも、老朽化した施設の更新や長寿命化、機能の回復など施設の維持管理に重点をおいた各種施策を実施していく必要があります。

さらに、安定的な給水を確保するため、水道事業の広域化の検討等、関係機関との連携を強化するとともに、住民との協働*による水資源の有効利用に対する取り組みが重要です。

【基本方針】

全ての住民により安全でおいしい水を安定供給するため、水道事業の広域化にも注視しながら、限りある水資源を有効利用するとともに、老朽化した施設の更新や長寿命化、機能の回復など維持管理の強化、住民との協働*による水資源の有効利用に対する取り組み強化を図ります。

また、健全な水道事業を維持していくため、効率的な事業運営を目指します。

【施策の内容】

1. 水道施設の充実

- (1) 香川用水の計画的な受水により、引き続き必要水量の安定確保を図ります。
- (2) 施設の保守点検等を十分に実施し、必要な対応を行うとともに、計画的・効率的に地震などの災害に強い水道施設を目指し、老朽管の更新、主要施設および重要管路の耐震整備等に取り組めます。

主要な施策

老朽管の更新	鉛製給水管の更新
拠点施設等の耐震化・長寿命化	応急給水施設等の充実
水道事業の広域化への対応	水資源情報の提供
新たな節水活動支援の検討	

2. 健全・効率的な事業運営

- (1) 節水型社会の進展や将来の施設の更新・長寿命化など、水道事業を取り巻く環境が変化していく中で、引き続き住民などに水資源の大切さや、有効利用を広くPRし、節水意識の定着化を図るとともに、各種情報の充実と管理の効率化を図りつつ、中長期的な視点から健全かつ効率的な事業運営を進めていきます。

主要な施策

節水意識の高揚
広報誌やホームページの活用・充実
適正な水道料金体制の構築
有収率の向上等事業経営の健全化

2 - 2 下水道の充実

【現状と課題】

本町では、中讃流域下水道整備計画に基づき、全体計画 547ha、事業認可 481.7ha の公共下水道整備を進めています。平成 24 年度末現在、下水道普及率（人口比）は 90.1%、供用区域における水洗化率は 89.3%と、実際に下水道を使用しているのは、総人口の約 8 割となっています。

公共下水道については、南部地域津の郷地区の一部で供用開始するなど、引き続き未整備区域での整備を重点的に推進するとともに、未水洗化世帯に対して公共下水道への切替を促していく必要があります。また、下水道は住民生活や社会活動に欠かすことのできない重要なインフラ*であり、今後、近年頻発している局地的集中豪雨への対応も視野に入れた対策を検討しつつ、施設の耐震性の確保や老朽化する施設への対応など、多様化・高度化するニーズに対し、様々な視点から施策を展開しながら機能の充実、維持・更新を図っていく必要があります。

下水道普及率

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
処理人口（人）	13,920	14,062	15,338	16,007
水洗化人口（人）	12,597	12,719	13,707	14,293
普及率（%）	79.7	80.3	87.4	90.1

資料：町水道課

【基本方針】

下水道整備計画に基づき、引き続き計画的・効率的な整備を図り、未整備区域の早期解消・水洗化率の向上を図ります。また、施設の老朽化等に伴う維持補修や耐震改修、長寿命化を計画的に実施するとともに、施設の維持管理の効率化を推進し、下水道の健全かつ安定的な事業運営に努めます。

【施策の内容】

1．公共下水道の充実

- (1) 中讃流域下水道整備計画に基づき、引き続き計画的、効率的・重点的な整備を推進します。
- (2) 施設の効率的な維持管理を行うとともに、地震被害の軽減のため、施設の耐震化や、長寿命化支援制度に基づく施設の改築・更新等による延命化に取り組み、効率的な処理体制を確立します。
- (3) 確実、安定、持続的な処理に向けた予防保全型の維持管理を推進します。

主要な施策

公共下水道の充実

未整備区域の整備促進

浸水対策の推進

長寿命化支援制度と連携した施設の

耐震化・長寿命化

長寿命化計画の策定

施設の改築・更新等の実施

水洗化率の向上

広報誌やホームページの活用・充実

地元説明会の開催

下水道施設の定期点検の充実

計画的な管きょ調査の実施

2．健全・安定的な事業運営

- (1) 安全・快適な住民生活を支える下水道事業を持続的に進めていくために、施設を適正かつ合理的に管理するとともに、中長期的な視点から健全かつ安定的な事業運営を進めていきます。

主要な施策

適正な費用負担に基づく収入の確保

料金水準の適正化の推進等経営の健全化

2 - 3 河川・海岸の整備

【現状と課題】

町を流れる大束川や鴨田川は香川県が管理する2級河川に指定されていますが、今なお未改修である鴨田川については、現在も順次改修が進められています。また、町としても降雨及び高潮による鴨田川の増水時に、大束川へ放流するための鴨田川中村排水機場を整備し、被害発生防止に努めてまいりました。

しかし、これまでに鴨田川では、流下能力不足などのため、台風などの大雨による道路冠水などの被害が出ており、浸水被害の解消の観点からも今後も引き続き改修を進めていく必要があります。

一方、地域の憩いの場としての観点から、親水性が高く潤いのある水辺環境を創造することが大切であり、単なる維持管理ではなく住民ニーズを踏まえた計画的な河川環境の保全と整備を住民との協働*のもと推進する必要があります。

海岸については、穏やかで多島美を誇る瀬戸内海の水辺景観が形成されています。また、宇多津臨海公園周辺では、新たに生まれ変わった、「みなとオアシス・うたづウミホテル」を中心に、地域のにぎわいや交流拠点として機能しています。

しかし近年、海岸護岸の老朽化や環境・防災に対する意識の高まり等から、海岸災害からの防護のみならず、海岸の利用や環境、安全性に配慮した整備・充実が望まれています。

【基本方針】

災害の防止等の安全面の確保を基本としながら、河川・海岸がもたらす豊かな自然環境や景観の保全・整備を住民との協働*により計画的に推進し、防災機能の充実と快適な水辺空間の創造に努めます。

【施策の内容】

1. 河川・海岸の整備促進

- (1) 浸水や高潮、津波などの災害による被害を未然に防ぐため、排水機場をはじめとした施設の充実に努めます。
- (2) 河川改修や、海岸の護岸整備について県へ早期かつ着実な実施を要望していきます。
- (3) 河川・海岸が住民をはじめとした多くの人々の憩いや安らぎの空間となるよう、維持管理を進めるとともに、親水性や生態系など自然環境に配慮した多自然型川づくりや、海岸の利用や環境、安全性に配慮した整備・充実に取り組みます。

主要な施策

河川等整備事業

排水機場等施設の保全・充実

鴨田川の改修整備計画の促進

大束川護岸整備

宇多津港海岸環境整備の推進

親水海岸の整備推進

海岸防災対策の推進

住民の協働*による潤いある水辺環境の形成・維持管理の促進

親水空間*整備計画の検討

里親制度(アダプション制度)*の導入検討

2-4 公園・緑地の充実

【現状と課題】

本町では、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能など公園・緑地が持つ多様な役割が効果的に発揮できるよう、地勢や用途に応じた大小の都市公園を配置・整備してきました。

公園・緑地は、都市の緑の空間として、市街地のゆとりや潤いの創出やヒートアイランド現象*の緩和、被災時の避難場所や地域コミュニティ*の拠点となるなど、住民生活を支える重要な役割を担っています。今後も、防災拠点をはじめとする多様な機能の強化・充実を図る必要があります。

一方、遊具等の老朽化が進む公園もあり、利用者ニーズを踏まえた施設の更新等が必要となってきました。また、里親制度（アダプション制度）*による住民の参画も活発化しつつあり、住民との協働*体制の更なる拡充を図り、住民に身近な公園・緑地づくりが求められています。

公園・緑地一覧表

区分	公園名	種別	面積(m ²)	区分	公園名	種別	面積(m ²)	
都市公園	都市計画公園	聖通寺山公園	風致	265,000	都市公園以外 その他公園	中央コミュニティ公園	その他	408
		宇多津臨海公園	地区	56,076		田町公園	その他	397
		宇多津中央公園	近隣	16,262		向山北公園	その他	251
		平山公園	街区	3,881		向山南公園	その他	850
		宇多津1号公園	街区	1,500		西町公園	その他	672
		宇多津2号公園	街区	1,376		宇夫階公園	その他	233
		宇多津3号公園	街区	4,751		山下公園	その他	329
		宇多津4号公園	街区	1,500		新町公園	その他	497
		宇多津5号公園	街区	1,225				
		宇多津6号公園	街区	1,540				
	都市計画公園以外	大橋西部公園	街区	1,676				
		大橋東部公園	街区	1,371				
		津ノ郷公園	街区	908				
		大橋1号公園	街区	3,274				
		大橋2号公園	街区	1,168				
		大橋3号公園	街区	720				
		大橋4号公園	街区	226				
		網の浦万葉公園	街区	2,104				
	桜の広場(12月予定)	街区	4,908					
宇多津臨海公園は宇多津町都市公園条例で宇多津1号緑地、宇多津2号緑地を含めている。								
宇多津町公園・緑地面積 合計							373,103	

資料：町建設課

【基本方針】

潤いと安らぎのある生活環境を支える重要な施設として、住民ニーズを踏まえた公園・緑地機能の強化・充実に努めます。

また、住民との協働*による身近な公園・緑地づくりを推進します。

【施策の内容】

1．公園・緑地機能の充実

- (1) 環境保全機能、防災空間機能、憩いやコミュニティの提供の場など、多様な機能を有する公園として再整備等を行い、地域住民に親しまれる公園づくりを進めます。
- (2) 計画的な予防修繕による遊具等の長寿命化を図り、快適で安全な公園施設の提供に努めます。

主要な施策

- 公園の多機能化
- 防災空間機能の向上
- 公園施設の長寿命化
- 点検業務の実施 計画的な維持修繕
- ポケットパークの整備

2．公園・緑地の適正な維持管理

- (1) 住民との協働*体制の充実により、地域の暮らしに根付いた公園・緑地の管理を進めます。
- (2) 利用マナーの向上に向けて、住民意識の高揚等を図ります。

主要な施策

- 協働*による維持管理
- 里親制度（アダプション制度）*の推進
- 住民団体等の管理活動への支援

第3章

豊かな自然の中で安全・安心に 暮らせるまち

第1節 安全で安心なまちづくり

- 1 - 1 消防、防災の充実
- 1 - 2 交通安全、防犯対策の推進

第2節 自然と共生する生活環境づくり

- 2 - 1 環境の保全
- 2 - 2 ごみ資源循環型社会の実現
- 2 - 3 し尿処理の充実
- 2 - 4 火葬場、墓地の充実

第3章 豊かな自然の中で安全・安心に暮らせるまち

第1節 安全で安心なまちづくり

1-1 消防、防災の充実

【現状と課題】

常備消防を持たない本町では、消防・救急活動を町消防団に負うところが多く、消防団の体制強化に努める必要があります。また、消防団に求められる役割は、消火活動のみならず、防災活動、国民保護などに拡大しています。そうした中で、消防団員の確保は重要な課題となっており、特に若い人材の参加が必要となっています。

防災については、未曾有の被害をもたらした東日本大震災以降、最大級の災害に対する「減災」の考え方が広まっています。本町においても南海トラフ*の巨大地震による被害が想定されますが、行政のみで対応することは不可能であり、行政と住民が協働*した災害対応を行い、「減災」を図っていくことが必要となっています。

これら消防・防災に対して、住民の参加が必要不可欠となっており、「自助*・共助*」の考え方にに基づき、行政と住民が協働*して対応していく必要があります。

消防団の概況（平成25年4月1日現在）

	消防団員数	
	条例定数	実員
団長	1	1
副団長	2	2
分団長	6	5
副分団長	1	1
部長	18	10
班長	18	14
その他団員	62	57
合計	108	90

消防施設状況（平成25年4月1日現在）

設備	数量
タンク車	1
ポンプ車	7
可搬ポンプ車	7
消火栓	233
防火水槽	35
耐震性防火水槽	4
指揮広報車	1
水槽車	1
資機材搬送車	2

資料：町総務課

【基本方針】

「自助*・共助*」の考え方に基づき、行政と住民が協働*した火災・災害対応を実現するため、消防団や自主防災組織*によるコミュニティ防災力の強化、地域防災計画やハザードマップ*等を活用した防災対策の強化、防火・防災意識の高揚等に努めます。

【施策の内容】

1．消防体制の強化

- (1) 消防団の強化を図り、消火活動のみならず、防災活動、国民保護などの役割を担いする組織とするため、消防団員の確保、消防機器・設備の充実に努めます。

主要な施策

消防団員の人員確保

「消防団協力事業所表示制度」や「機能別団員・分団制度」の活用

消防機器・設備の計画的な維持管理・充実

2．自主防災組織*の育成・形成

- (1) 地域防災訓練を推進・支援することで、地域住民による自主防災組織*の育成を図ります。
 (2) 自主防災組織*がない地域においては、PTA やマンションの管理組合などの既存組織を通じて、自主防災組織*の形成を図ります。

主要な施策

自主防災組織*の育成

地域防災訓練の啓発・支援

既存組織を通じた自主防災組織*の形成

3．防災対策の強化

- (1) 東日本大震災を受けて新たに地域防災計画とハザードマップ*を見直し、災害の種類や状況に応じた避難場所の周知と災害時における体制の強化を図るとともに、備蓄倉庫・備蓄物資の充実、多様な防災情報機器の整備、行政としての危機管理体制の構築等により、防災対策の強化に努めます。

主要な施策

避難場所・災害時の体制の周知・徹底

地域防災計画の見直し ハザードマップ*の見直し

備蓄倉庫・備蓄物資の充実

大束川東側における備蓄倉庫の整備 被害想定に応じた備蓄物資の整備

多様な防災情報機器の整備

防災ラジオの普及促進

行政としての危機管理体制の構築

庁内における災害時マニュアルの一元化

4．防火・防災意識の高揚

- (1) 住民の防火・防災意識を高揚させるため、消防団・自主防災組織*等と連携しながら、広報活動の充実、防火・防災に対する教育及び訓練の充実等に努めます。

主要な施策

広報活動の充実

広報誌やホームページ等を活用した防火・防災意識の高揚

防火・防災教育の充実

学校教育・生涯学習を通じた防火・防災教育の推進

防火・防災訓練の充実

各組織での自主的な訓練の支援

南海トラフ*の巨大地震を想定した町全体での系統的な総合訓練の実施

防災会議の開催

1 - 2 交通安全、防犯対策の推進

【現状と課題】

平成24年には事故発生件数266件、死亡者7名、負傷者327名となっており、交通事故発生件数は減少傾向にあるものの、重大事故の発生が後を絶ちません。特に、高齢者の事故や夜間の事故が多く、浜街道を含めた新宇多津都市で事故が多発しています。今後、住民や通過交通の運転者を対象に交通安全意識の高揚を図り、交通事故発生件数の抑制に努める必要があります。

また、住民同士のきずなが希薄な地区において犯罪が多発する傾向にあります。今後、コミュニティによる地域力を高め、地域の防犯意識の高揚を図りつつ、防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設を併せて整備し、犯罪の防止に努めます。

交通事故発生状況

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
事故発生件数	302	315	284	292	288	263	266	211
死亡者	0	3	4	0	0	0	7	1
負傷者	412	405	357	348	353	326	327	255

資料：香川県警 市町別 交通事故発生状況

【基本方針】

住民を交通災害から守るため、交通安全施設の整備および交通安全の啓発に努め、事故のない安全なまちづくりを目指します。

また、防犯灯や防犯カメラ等の防犯施設の整備、防犯意識の高揚を図り、暴走運転対策を含む犯罪の未然防止に努めます。

【施策の内容】

1．交通安全施設の整備

- (1) 高齢者の事故、夜間の事故、さぬき浜街道を含む新宇多津都市における事故の防止のため、関係機関との連携を図り、危険箇所の把握とその改善のための交通安全施設の整備に努めます。

主要な施策

交通安全施設の整備

道路施設の点検（県警、道路管理者、町等）

住民要望を踏まえた交通安全施設の整備

2．交通安全意識の高揚

- (1) 幼児・児童や高齢者等の対象に応じた交通安全教室の開催等の取り組みを積極的に推進し、安全意識の高揚やマナーの向上を図ることにより、交通事故を防止し、交通安全の確保に努めます。
- (2) 広報等を通じた交通安全知識・思想の普及を図り、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

主要な施策

交通安全教室の充実

幼稚園・保育所や小学校、老人会等の交通安全教室の開催

自転車教室の開催

広報活動の充実

3. 違法駐車や暴走運転対策の充実

- (1) 関係機関と連携を図りながら、違法駐車を防ぐための条件整備や啓発活動に努めます。
- (2) 町内で大きな問題となっている暴走運転対策については、関係機関との連携のもと、総合的な対策の推進を図り、暴走族の一掃を目指します。

主要な施策

違法駐車対策の充実

駐車場の確保や案内板の設置による違法駐車の解消

広報活動の充実による住民意識の高揚

暴走運転対策の充実

警察との連携による取締り強化

暴走運転対策施設の整備

4. 防犯対策の推進

- (1) 犯罪を未然に防止するため、防犯灯等の防犯施設の整備に努めるとともに、住民の防犯意識の高揚を図ります。

主要な施策

防犯施設の整備

防犯灯未設置箇所への設置推進

LED 防犯灯未設置箇所への設置推進

防犯カメラの整備

防犯パトロールの強化

防犯活動及び広報啓発活動の強化

警察等の関係機関との連携強化

防犯ブザーの携帯推進

防犯コミュニティづくりの推進

第2節 自然と共生する生活環境づくり

2-1 環境の保全

【現状と課題】

本町は新宇多津都市を中心に都市化が進んでいますが、緑豊かな青の山や聖通寺山、町の中央を流れる大東川や鴨田川、北に広がる瀬戸内海等、多様な自然資源も多く残された地域です。

これらの豊かな自然の保全と都市化の調和を図り、真に豊かな生活空間の創造に努めることが必要です。

また、住民、地域、町全体などそれぞれの段階で生物多様性*に取り組み、自然生態系を守り、次世代に引き継いでいく必要があります。

本町では、都市化の進展に伴う公害の防止を図るため、公害防止条例を制定するとともに、大気汚染や水質汚濁に関する調査等により、公害監視に努めてきました。今後も、公害防止の活動の充実を図るとともに、住民に身近な分野での環境づくりの充実に取り組む必要があります。

【基本方針】

公害防止に向けた取り組みの充実を図るとともに、廃棄物の抑制・適正処理による低炭素社会・循環型社会*の形成を推進します。

ボランティア活動等を通じて、住民生活の身近な分野における美しいまちづくりに取り組みます。

【施策の内容】

1．自然環境の保全

- (1) 本町の持つ、豊かな自然環境を次の世代に大切に引き継いでいくために、自然資源の保全に努めるとともに、住民の自然保護意識の高揚を図ります。

主要な施策

自然資源の保全

広報やホームページ等を活用した住民意識の高揚

生物多様な自然環境の保全

海浜や河川、山地に住む多様な生物の把握・保全

自然観察会の開催

2．きれいなまちづくりの推進

- (1) ごみのない美しい生活空間の創造に向け、住民と行政の協力のもと環境美化活動等の推進を図ります。
- (2) たばこの吸殻や空き缶等のポイ捨て防止を強化するとともに、住民一人ひとりの意識の高揚に努めます。

主要な施策

環境美化活動の推進

町全体における環境美化活動の推進

「快適かつ安全な生活環境の保全に関する条例」に基づく生活環境の保全

児童を対象とした環境学習の推進

ボランティア、シルバー人材センター等の活動支援

環境保全意識の高揚

広報やホームページ等を活用した住民意識の高揚

3．公害対策の充実

- (1) 大気汚染や水質汚濁を防止するため、公害監視体制の強化を図るとともに、公害発生時には、関係機関と連携しながら発生源対策の調査・指導を推進します。
- (2) 企業に対して公害防止条例に基づいた規制・指導を推進するとともに、住民に対して広報活動等を通じて生活排水による汚染防止を啓発するなどにより、公害防止意識の高揚を図ります。

主要な施策

公害監視活動の充実

大気汚染の監視の継続実施 水質汚濁の監視の継続実施

交通量調査とあわせた騒音調査の継続実施

公害防止条例に基づく規制・指導

4．低炭素社会の構築

- (1) 住民と一体となってCO₂の排出の少ない社会の形成を進めます。

主要な施策

公用車の環境配慮型車種への更新

「環境条例」の制定検討

2-2 ごみ資源循環型社会の実現

【現状と課題】

人口の増加や都市化の進展に伴い、増加傾向にあったゴミの排出量は、ゴミ袋の有料化により、平成23年度末で21.6%の減量化等に成功しました。

可燃ごみは町が週2回収集して、坂出・宇多津広域行政事務組合が運営している角山環境センターへ搬入し、適正かつ安全な処理を行っています。一方、不燃ごみは月2回、粗大ごみについては随時の申込みにより収集して、処分は民間業者に委託し埋立処分をしています。

近年、循環型社会*形成推進基本法の制定や廃棄物処理法の改正、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法等、循環型社会*の構築に向けた法制面での整備が進められています。本町においても、ダンボールコンポスト*の普及や分別収集の徹底等、循環型社会*の形成を目指した取り組みが進められています。

今後も、ごみの減量化・資源化及び再生利用の推進、分別収集や資源化に対する住民意識の高揚を図るなど、地域における循環型社会*の形成に向けた取り組みが求められています。

ごみ処理量等の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理人口(人)	18,000	18,083	18,174	18,434	18,485	18,564
年総排出量(t/年)	8,446	8,157	7,517	6,834	6,953	6,569
焼却処理(t/年)	6,797	6,627	6,074	5,389	5,522	5,227
埋立処理(t/年)	256	273	244	254	272	257
粗大ごみ回収量(t/年)	26	31	31	28	36	39
資源ごみ回収量(t/年)	1,367	1,226	1,168	1,163	1,123	1,046

資料：町住民生活課

年総排出量には、事業系ごみを含む。

【基本方針】

環境に対する住民意識の高揚を図るとともに、廃棄物の発生抑制、資源化、再生利用に取り組み、住民、事業者、行政の適切な役割分担のもとで循環型社会*の形成を目指します。

【施策の内容】

1. ごみの減量化・資源化・再生利用の推進

- (1) 住民、事業者、行政が一体となって、「廃棄物の発生抑制」(リデュース: Reduce)、「使用済み部品の再利用」(リユース: Reuse)、「ごみを資源として再生利用」(リサイクル: Recycle)の3R*の取り組みを継続します。
- (2) 広報啓発活動の推進により、住民意識の高揚を図り、分別収集の徹底等、住民生活に身近な取り組みを促します。

主要な施策

循環型社会*の形成

適正な分別収集の実施 ダンボールコンポスト*の普及

住民意識の高揚

分別ガイドブック、ごみ収集カレンダーの配付による意識高揚

広報誌やホームページ、説明会等による広報啓発活動の推進

買い物袋持参運動の推進 事業者における自主回収の徹底

分別収集の徹底、小型家電の分別収集

2. ごみの適正処理

- (1) 多様化するごみに対応するため、坂出・宇多津広域行政事務組合が運営する角山環境センターでの適正処理に努めます。

主要な施策

- 角山環境センターにおける休日処理の継続実施
- 角山環境センターの機能の長寿命化
- 住民要望を踏まえたごみ収集体制の再編検討

3. 不法投棄対策の推進

- (1) 家電リサイクル法等の施行に伴い、増加する不法投棄に対応するため、監視体制の充実や住民意識の高揚に努めます。

主要な施策

- 監視体制の強化
 - シルバー人材センター等の協力による「環境美化パトロール」の推進
 - 環境監視員制度の活動促進
- 住民意識の高揚
 - 広報誌やホームページ、説明会等による広報啓発活動の推進

2 - 3 し尿処理の充実

【現状と課題】

本町の下水道普及率は平成24年度末において90.1%と高い状況にあります。公共下水道が整備されている区域においても、未利用の世帯が存在するなど、今後も、し尿処理需要は存在する状態となっています。し尿は、各家庭からの汲み取り後、坂出・宇多津広域行政事務組合が運営している番の州浄園で処理をしていますが、今後の需要動向を踏まえた対応が必要です。

また、公共下水道の整備対象区域外での合併処理浄化槽の設置等を促進し、町全体の水洗化に努める必要があります。

し尿処理量の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
処理人口(人)	1,224	1,157	1,126	1,124	1,091	1,060
年総排出量(kl/年)	1,994	2,069	1,768	1,467	1,765	1,259
し尿処理(kl/年)	831	805	759	709	695	674
浄化槽汚泥処理(kl/年)	1,163	1,264	1,009	1,758	1,070	585

資料：町住民生活課

【基本方針】

し尿処理需要の動向を踏まえながら、現在の汲み取り収集体制の継続を図るとともに、公共下水道整備対象区域外での合併処理浄化槽設置に対する補助の拡大を図ることにより、水洗化の普及に努めます。

【施策の内容】

1．し尿収集体制の維持

(1) 汲み取り処理に対する一定の需要があるため、現在の汲み取り収集体制を維持します。

主要な施策

収集体制の維持

収集車両の適正化検討

2．合併処理浄化槽等の普及

(1) 公共下水道整備対象区域外では、生活雑排水とし尿を合わせて処理する合併処理浄化槽等の普及に努めます。

主要な施策

合併処理浄化槽の普及

合併浄化槽の設置補助の拡大

単独浄化槽の撤去補助の拡大

2 - 4 火葬場、墓地の充実

【現状と課題】

平成 12 年度の火葬場整備以降、利用者の利便性が向上しましたが、サービス維持のため、今後も適正な維持管理、長寿命化を図る必要があります。また、平成 21 年度に、区画数 368 の「はなの森墓地公苑」を整備したことにより、慢性的な墓地不足は解消されました。

火葬場と墓地については、その需要動向や利用者のニーズを踏まえながら、その施設や環境の保全・充実に努めていく必要があります。

【基本方針】

火葬場、墓地とも適正な維持管理による施設の長寿命化を図るとともに、その需要や利用者ニーズを踏まえ、環境の保全・充実に努めます。

【施策の内容】

1．火葬場及び周辺環境の維持

(1) 利用者のニーズを踏まえながら、火葬場及び周辺環境の維持管理を行います。

主要な施策

火葬場の長寿命化

周辺自治体との共同利用の検討

2．墓地の維持

(1) 墓地需要を踏まえながら、既存墓地の維持管理を行います。

主要な施策

墓地の適切な維持管理

第4章

子育て・教育・交流の充実したまち

第1節 地域で子どもを育てる体制づくり

- 1 - 1 幼児教育の充実
- 1 - 2 学校教育の充実
- 1 - 3 地域と学校の連携
- 1 - 4 青少年教育の推進

第2節 多様な交流機会の創出

- 2 - 1 生涯学習社会の充実・活用
- 2 - 2 スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 2 - 3 文化・芸術の振興
- 2 - 4 交流の振興

第3節 人権尊重のまちづくり

- 3 - 1 人権教育の推進
- 3 - 2 男女共同参画社会の形成

第4章 子育て・教育・交流の充実したまち

第1節 地域で子どもを育てる体制づくり

1-1 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期は、人間力の基礎を培う大切な時期であり、幼児の健全育成を目指す幼児教育は、家庭教育とともに重要な役割を担っています。

本町の幼稚園は、公立幼稚園1園と私立幼稚園2園が設置され、平成25年5月現在、あわせて398名の園児が通園しています。

幼児教育にあたっては、3歳児教育や預かり保育等に取り組み、多様化するニーズへの対応に努めています。また、小学校へスムーズに就学できるよう、関係者により教育内容や幼児の特徴について情報交換を行うとともに、施設の耐震化・老朽化対策を行うなど教育内容・環境の充実を図っています。

今後も、幼児教育に対するニーズを踏まえながら、体験活動の取り入れ等、教育内容の充実に努めるとともに、施設の計画的な維持・充実に努める必要があります。

また、近年、家庭教育力の低下と支援を要する幼児の増加が懸念されています。

さらに地域コミュニティ*に溶け込めない家庭も見られ、園外における幼児の健全な発育を損ねることが危惧されます。このため、地域が協働*して家庭教育力のスキルアップを図るとともに、教諭をはじめ、それを支援する人材の育成に努める必要があります。

幼稚園の状況

各年5月1日現在

	平成23年				平成24年				平成25年			
	園児数		学級数	教員数	園児数		学級数	教員数	園児数		学級数	教員数
	男子	女子			男子	女子			男子	女子		
宇多津幼稚園	76	94	7	12	74	76	6	12	72	65	6	8
青山幼稚園	73	87	7	13	81	92	7	12	81	86	7	10
香川短期大学付属幼稚園	42	46	6	9	45	44	7	8	50	44	7	8
合計	191	227	20	34	200	212	20	32	203	195	20	26

資料：町教育委員会

【基本方針】

幼児教育に対するニーズを踏まえながら、教育内容の充実や適切な施設の維持・充実に努めます。

また、地域が協働*して家庭教育力の向上を図るとともに、多様化するニーズや高度化する教育内容への対応できる教員の育成・支援に努めます。

【施策の内容】

1. 教育内容の充実

- (1) 幼児期の発達段階に応じた、基本的な生活習慣や態度、健全な心身の基礎を培う教育内容の充実に努めます。
- (2) 教職員の資質向上に向けた研修の充実に努めます。

主要な施策

- 子育て支援の拠点としての教育内容の充実
 - 家庭教育との連携強化
- 教職員の資質向上
 - 研修の充実
- 多様化するニーズへの対応
 - 家庭や保育所（園）との連携強化
 - コミュニティ活動を通じた家庭教育力のスキルアップ支援
 - 私立幼稚園との連携強化

2. 幼稚園施設の維持・充実

- (1) 公立の幼稚園施設は、適切な施設の維持・管理に努めるとともに、新たなニーズに対応した設備の充実に努めます。

主要な施策

- 幼稚園施設の維持・充実
- 施設の適切な維持・管理
- 新たなニーズに対応した設備の充実

1 - 2 学校教育の充実

【現状と課題】

社会環境が大きく変化する中で、学校教育を取り巻く状況も大きく変化しつつあります。平成 20 年 3 月に学習指導要領が改訂され、知・徳・体のバランスを重視した「生きる力」を育むため、知識や技能の習得と共に、思考力・判断力・表現力の育成を基本的な狙いとしています。

本町においても、国の方針に基づき、教科等の授業時間数の増加や教育内容の充実を図るとともに、自立した人間として力強く生きるための総合力である「人間力」を育むことを目的とした独自の取り組みを進めてきました。また、全小中学校の耐震化や大規模改修を進め、建物の耐震化については完了しました。

今後も、国の教育振興基本計画や学習指導要領などを踏まえて、社会生活を営むうえで必要とされる基礎的・基本的な知識や知恵の修得のみならず、心の教育に力を入れていく必要があります。

また、学校を取り巻く教育環境では、情報化や国際化の進展に応じた学校設備のさらなる充実をはじめ、災害や犯罪に備えた安全で安心して学べる教育環境の構築が求められています。

小中学校の状況

各年 5 月 1 日現在

	平成 23 年				平成 24 年				平成 25 年			
	児童・生徒数		学級数	教員数	児童・生徒数		学級数	教員数	児童・生徒数		学級数	教員数
	男子	女子			男子	女子			男子	女子		
宇多津小学校	232	230	17	31	228	228	19	32	230	229	19	35
宇多津北小学校	372	351	24	47	366	375	25	47	356	363	26	44
宇多津中学校	267	266	20	40	272	255	18	41	282	269	19	42

資料：町教育委員会

【基本方針】

本町の将来を担う児童・生徒が、夢と目標を抱き「人間力」を高めることができる教育の推進を目指し、保・幼・小・中の連携による一貫教育に努めます。また、国際化や情報化の進展に的確に対応できる知識や能力を育むとともに、豊かな人間形成に向けた心の教育を推進します。

特に、宇多津の「特色ある教育」として、保・幼・小・中で一貫した「英語教育」や、学校の ICT 環境*の整備に取り組みます。さらに、安全で安心して学べる教育環境の構築に向けて、学校におけるリスクマネジメント（防災・防犯等の安全管理・危機管理等）を促進します。

【施策の内容】

1. 学習内容の充実

- (1) 児童・生徒一人ひとりの個性と能力に応じた教育の推進を図るとともに、国際化や情報化等、社会の変化に対応した教育の充実に努めます。
- (2) それぞれの特色を活かした学校づくりに向け、教育の基礎・基本を重視するとともに、総合的な学習の時間等の充実を図ります。

主要な施策

情報教育の推進

ICT*研修

情報リテラシー*の育成

総合的な学習の時間の活用

地域資源を活かした学習機会の充実

地域の人材活用

英語教育の推進

ALT*の活用

保・幼・小・中で一貫した英語教育の推進

個に応じたきめ細かな学習の推進

2．教育環境の充実

- (1) 児童・生徒が安心して学習や学校行事等に取り組むことができるよう、計画的な学校施設・設備の改修やリスクマネジメントを促進します。
- (2) 情報教育等の多様な学習内容に対応する施設・設備の充実に努めます。

主要な施策

計画的な学校施設の改修
 非構造部材の耐震点検・対策の推進
 学校におけるリスクマネジメントの促進
 学校設備・機器の充実
 ICT*化の促進（電子黒板等）

3．心の教育の推進

- (1) 不登校やいじめ、非行問題等が顕在化しつつある中、生命を尊重する心や他者への思いやりの心を育む、「心の教育」の推進を図ります。
- (2) 関係機関との連携を図りながら、児童・生徒や保護者に対する相談活動やカウンセリングの充実に努めます。

主要な施策

心の教育の推進
 町独自の副教材を使用した人権教育等の多様な教育の推進
 相談体制の充実
 福祉との連携等による不登校適応指導教室の充実
 スクールカウンセラー*、スクールソーシャルワーカー*の配置・活動支援

4．体力づくりの推進

- (1) 最近における児童・生徒の体力の低下が指摘される中で、自ら目標をもって体力向上に努める健康教育、たくましい体力づくりを推進し、その維持向上を図ります。

主要な施策

たくましい体力づくりの推進
 部活動、クラブ活動への支援 全国体力テストを活用した教育方針の検討
 生活習慣の健全化による食生活の改善
 体力づくりを基礎とした食生活の指導重視 小児生活習慣病* 予防検診の実施・拡充

5．教職員の資質の向上

- (1) 教職員の各種研修事業の充実に努め、情報化や国際化等の多様化・高度化する学習内容に対応できる指導体制づくりに努めます。

主要な施策

教職員研修の充実
 町連携協議会の実施 教育に関わる課題別情報交換会の実施・充実

1 - 3 地域と学校の連携

【現状と課題】

近年、社会がますます複雑化・多様化する中で、核家族化や少子化の進行、女性の社会進出の増加なども相まって、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

また、地域社会においては、連帯感の希薄化が生じ、地域における子どもの教育力の低下が指摘されています。

そのような中、子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域が連携協力し、社会全体で教育に取り組むことが必要となることから、家庭や地域における子育ての役割が、より一層重要なものとなっています。

現在、学校支援ボランティア等、地域における学校支援の充実が図られていることもあり、あいさつ運動や図書ボランティア等の参加者が増加し、地域と子どもたちとの交流が深まっています。

今後も、家庭や地域と学校が緊密に連携を図りながら、それぞれの役割を担いつつ、子どもを育てる体制づくりが必要となります。

【基本方針】

学校・家庭・地域等の多様な主体の連携強化により、家庭や地域における教育力の向上を図り、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めます。

また、あいさつ運動をはじめとした地域・学校活動への積極的な参画・協力を促し、子どもたちとの交流を拡充することで地域コミュニティ*の醸成や連携強化を図ります。

【施策の内容】

1．家庭・地域と学校の連携

- (1) 児童・生徒の地域活動への積極的な参加を促し、地域の人々と触れ合う場の拡充を図るとともに、地域の人材・施設・活動を活用した体験学習等により、家庭や地域と学校の連携を進めます。

主要な施策

地域活動の推進

登校中のあいさつ運動の拡充 ボランティア銀行*の活用

NPO*、ボランティア等の活動支援

地域資源を活かした教育の推進

2．開かれた学校づくり

- (1) 地域社会と連携した学校づくりを目指し、小中学校施設の地域への開放や学校行事等への地域住民の参加促進を図り、地域の実情に応じた学校運営に努めます。
- (2) 学校評議員制度等の活用を図り、地域住民の学校への意見を広く聞く体制づくりに努め、地域に信頼される特色ある学校づくりを目指します。

主要な施策

体育館・運動場等の地域への開放

家庭・地域と学校の連携強化

学校評議員制度の活用 学校支援ボランティアの活用

3．地域の教育力の向上

- (1) 児童・生徒の生活の土台となる町内自治会や地域住民の相互教育力を高めることによって、そこに住む子どもたちの地域の愛着と向上的な影響力を高めます。

主要な施策

地域行事への積極的参加の推進

地域の伝統的な行事や祭りへの参加

地域行事の復活

新たな地域行事の創出

地域を中心としたボランティア活動への積極的参加の推進

あいさつ運動・クリーン作戦等の情報発信と参加促進

ボランティア活動への参加

4. 子どもの活動の場の確保

(1) 地域で見守る遊び場、安全に子どもが遊べる場を整備していきます。

主要な施策

子どもの活動の場の確保

公園、児童館や学校の空き教室の利用

放課後スポーツ教室等の実施

1 - 4 青少年教育の推進

【現状と課題】

近年、少子化や核家族化、携帯電話やインターネット等、情報の多様化により青少年を取り巻く環境は変化しており、非行の凶悪化、低年齢化、いじめ、引きこもりや不登校児童が問題となっています。

本町においても、新宇多津都市における多くの商業施設などの立地により、生活環境が変化してきました。

そのような中、本町では、子ども会・PTA 活動や「家庭教育学級」等の家庭教育活動、少年育成センターによる補導、少年相談等、青少年の健全育成に向けた取り組みに努めてきました。

今後も、少年育成センターの機能強化に努めるとともに、家庭や地域、学校、関係機関や団体等の連携を強化し、地域ぐるみで健全育成に向けての環境づくり・非行防止活動を推進することが必要です。

また、青少年育成における家庭の役割の重要性を認識し、明るく健全な家庭教育の確保と家庭教育力の強化を図るため、乳幼児から青少年を持つ親の家庭教育の充実が望まれます。

【基本方針】

将来のまちづくりを担っていく青少年の健全育成に向け、地域が一体となった環境づくりに努めます。

特に、パトロールや啓発活動など、家庭や地域との連携・強化を図り、非行防止や環境浄化に努めるとともに、青少年の豊かな人間性をはぐくむために、地域でのあいさつ運動等見守り活動を推進します。

また、家庭教育の充実を図るため、就学前の児童の保護者等への研修を行います。

【施策の内容】

1．家庭教育の充実

- (1) 家庭における教育力の向上を図るため、家庭教育の講座の充実等に取り組むとともに、親子がふれあう機会・場の創出に努めます。
- (2) 少年育成センターを中心とした関係機関の連携を図り、相談・指導体制の充実にも努めるとともに、不登校の児童についても家庭・学校と密に連携し、学校生活への復帰を支援します。

主要な施策

家庭教育の支援

家庭教育の学習会の継続実施 子育て講座（体力づくりや食生活等）の充実

就学前の児童の保護者等への研修

少年育成センターの充実

相談カードの作成

あいさつ運動の継続実施

関係機関との連携強化

職員の情報交換会の実施

不登校児童への支援

相談・指導体制の充実

2．地域ぐるみの推進体制の整備

- (1) 子どもや子どもを持つ親が、乳幼児から青年にいたるまでのそれぞれの発育段階で当面する問題に対処できるように、関係機関の連携を強化しながら、相談・支援体制の充実に努めます。
- (2) 地域との連携を密にし、非行に走る前の青少年の早期発見に努め、地域で相談活動の対策に取り組めます。

主要な施策

地域ぐるみの体制整備

サポートチームの結成

暴走行為重点禁止区域の指定

3. 子どもの放課後の学習・遊び場の確保と充実

- (1) 共働き家庭など、留守家庭の小学4年生までの児童を対象に、放課後に宿題等学習指導やスポーツ等適切な遊び場を提供することで、子どもたちの健全な育成に取り組めます。
- (2) 対象児童が平成26年度から小学4年生まで拡大することから、施設の充実にも積極的に取り組めます。

第2節 多様な交流機会の創出

2-1 生涯学習社会の充実・活用

【現状と課題】

生活水準の向上や余暇の増大、高齢化の進行、ライフスタイルの変化等を背景に、住民一人ひとりが生涯を通じて、新しい知識や技術の修得によって自己実現を図り、自己啓発、社会参加を続けようとするニーズが高くなっています。

本町でも、ユープラザうたづをはじめとした住民の生涯学習活動の場の充実などにより、生涯学習による生きがいや健康づくり、地域づくりを実践していこうという意識が高まるとともに、多くの人が生涯学習に取り組むようになってきました。一方で、多様なニーズへの対応が不十分で、利用が低迷している施設も見られます。

今後も、生涯学習施設の充実を図り、学習内容、情報提供を充実させ、生涯学習推進体制の整備を進めていくことで、住民が「いつでも、どこでも、だれでも、いつまでも」それぞれに適した方法で生涯を通じて学習することができる環境づくりが求められています。さらには、住民自ら積極的に学ぶための意識の啓発や、学習成果を地域に還元できるように、発表の機会等の創出が重要です。

【基本方針】

住民の生涯学習活動の基盤となる施設の充実を図ります。また、生涯学習に関する情報を住民が手軽に入手できるように、情報・相談機能の拡充を図りながら、住民や民間団体と行政との連携を強化し、まちぐるみの生涯学習推進体制を整備していきます。

さらに、多様なニーズを把握し、多くの住民が受講できるよう改善を図るとともに、自発的な学習活動が展開できるよう、住民自らが学習講座や教室の企画・運営が行える体制づくりに努めます。

【施策の内容】

1. 生涯学習施設の充実・活用

- (1) ユープラザうたづ、保健センター等の生涯学習・社会教育関連施設等の充実に努めるとともに、多様な学習ニーズに適した施設の利活用に向けて、情報発信や利用促進を図ります。
- (2) 図書館機能の充実や学習成果を発表・展示できる場等、住民ニーズを踏まえた施設の活用方策について官学連携のもと検討します。

主要な施策

生涯学習の充実・活用

ユープラザうたづの活用	図書館機能の充実	香川短期大学との連携強化
各施設の利活用方策の検討	コミュニティ分館の設備充実	

2. 学習内容の充実

- (1) 情報化や国際化等、社会の変化に対応した学習機会の充実に努めるとともに、各年齢層のニーズに応じた学習メニューの充実を図ります。

主要な施策

学習内容の充実

うたづ寺子屋の開講	外国語教育の開講・拡充	学習ニーズの把握・分析
-----------	-------------	-------------

3．情報提供の充実

- (1) 住民一人ひとりの生涯学習活動を支援するため、生涯学習関連施設間の連携を促すとともに、町内外の学習施設や学習プログラム、学習グループ、指導者等に関する情報の収集・提供機能及び学習相談機能の充実を図ります。
- (2) ホームページや SNS* を活用し、若者を中心とした情報発信を促進するとともに、県・近隣市町における生涯学習についても併せて情報提供に努めます。

主要な施策

情報提供の充実

ホームページ・SNS* による情報提供

広報誌への講座情報の掲載

生涯学習講座案内の発行

IT* 講座等の充実

高齢者を対象とした IT* 講座等の充実

4．生涯学習推進体制の整備

- (1) 住民、民間団体・NPO*、学校、行政等の連携を深め、まちぐるみで多様なニーズに対応する生涯学習推進体制の整備を図ります。
- (2) 今後、地域が一体となった生涯学習社会の形成を目指し、生涯学習振興計画の策定に取り組みます。

主要な施策

生涯学習推進体制の整備

生涯学習振興計画の策定

各種団体のネットワーク化

2-2 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【現状と課題】

健康で明るく、ゆとりある生活を営むうえでスポーツ・レクリエーション活動は極めて重要な役割を持つものです。生活水準の向上、余暇の増大や住民らの健康管理と体力向上への関心の高まり等から、スポーツ・レクリエーション活動に対する欲求は高度化、多様化しつつあります。

本町では、14の団体が体育協会に加入しており、様々な活動を行っていますが、新規加入者は少なく、特に新宇多津都市住民の参加が低迷しています。また、活動種目もここ数年あまり変わっていないという問題も見られます。

今後、住民一人ひとりが健康で生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に親しめるよう、参加機会の充実や活動団体への支援、ニュースポーツ等を広める研修会の開催が必要です。また、既存の施設を十分活用し、内部設備等は利用者を配慮し充実していく必要があります。

体育協会加入団体（平成24年度）

部名	部員数(人)	部名	部員数(人)
バレーボール	32	卓球	12
柔道	22	バドミントン	53
剣道	27	ゲートボール	15
陸上	7	インディアカ	17
野球	12	テニス	34
バスケットボール	13	グランドゴルフ	50
ソフトボール	74		
少林寺拳法	22	合計	390

資料：町教育委員会

【基本方針】

住民それぞれの年齢や体力、ニーズ等に応じた、スポーツ・レクリエーション活動の支援を図り、生涯スポーツ社会の実現やスポーツを通じた地域コミュニティ*の活性化に取り組みます。

また、それらの活動を指導する人材の育成に努めます。

【施策の内容】

1. 生涯スポーツの振興

- (1) 高齢者や障害者を含め、住民のだれもが、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるよう生涯スポーツの振興を図ります。
- (2) 総合型地域スポーツクラブをはじめ、既存の施設を有効に活用した自主的な活動を支援します。

主要な施策

生涯スポーツの推進

健康ウォーク等の実施 スポーツ・レクリエーション活動の情報発信

2. スポーツ・レクリエーション施設の充実

- (1) 多様化する住民のスポーツ・レクリエーションニーズに対応し、気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の充実に努めます。

- (2) 総合型スポーツ施設をはじめ、既存施設の連携強化や学校施設の開放、各施設の情報発信に努め、効率的な施設利用や施設利用率の向上を図ります。

主要な施策

スポーツ・レクリエーション施設の充実
イベント会場の整備 町民体育館のバリアフリー*化推進
総合型スポーツ施設・デュアルスポーツセンターの活用
施設利用情報の発信

3. 推進体制の整備

- (1) 生涯スポーツの振興のため、各種スポーツ活動団体や指導者の育成・支援に努めるとともに、スポーツ・レクリエーション活動に関する施設、団体等の情報提供・相談機能の整備を図るなど、活動の持続的発展に向けて取り組みます。
- (2) NPO*等との協働*によるスポーツ・レクリエーション活動の支援体制を構築します。

主要な施策

体育・スポーツ団体等の育成
各種団体等の育成・支援 指導者講習会の開催
既存団体への加入促進に向けた情報発信支援
推進体制の整備
住民の運動実態、要望の把握 NPO*等によるスポーツ・レクリエーション活動支援

2 - 3 文化・芸術の振興

【現状と課題】

近年、心の豊かさや生きがいを求める住民が増加する中、文化・芸術への関心が高まり、鑑賞するだけでなく、自主的・主体的に活動する人が増えています。

本町の文化活動は、保健センターやユープラザうたづ、ふれあいセンターを主な拠点として展開されており、各種生涯学習講座や「女性セミナー」等を開講しています。さらに文化協会の49団体、(平成24年度現在)による自主的・主体的な文化・芸術活動等が活発に行われています。

一方、本町には長い歴史の中で形成されてきた町並みと一体となって、平安時代に開基され、四国霊場88カ所の78番札所となっている郷照寺をはじめとする社寺群が青の山山麓部に点在し、歴史・文化的雰囲気が醸し出されています。

これらの文化や歴史を町の誇りとして次世代に引き継ぐとともに、住民主役の文化・芸術活動のさらなる発展に向けて、優れた文化・芸術にふれあう機会を提供するなどにより、住民の文化・芸術に対する関心を高揚させることが必要です。また、優れた文化・芸術活動に対する助成制度を活用し、文化財保護協会をはじめとした文化・芸術団体の自主的活動を支援することも必要です。

文化財一覧

指定別	区分	名称	所有者又は管理者
国 県	彫刻	木造千手観音立像	聖通寺
		木造阿弥陀如来坐像	郷照寺
		木造聖徳太子二歳立像	聖徳院
	絵画	絹本墨画不動明王立像二童子像	円通寺
		絹本著色釈迦三尊二声聞図	郷照寺
	建造物	船屋形茶室	西光寺
	書跡	徳川光圀筆書状	西光寺
	天然記念物	ゆるぎ岩	聖通寺
	史跡名勝	田尾茶臼山古墳	坂出・宇多津
	町	建造物	聖通寺本堂
彫刻		石造薬師如来坐像	聖通寺
		木造釈迦如来坐像	聖通寺
		木造如意輪観音坐像	円通寺
		円通寺五輪塔	円通寺
天然記念物		巨石(いわさか)と御膳岩	宇夫階神社
		榎柏の木	多聞寺
史跡		青ノ山山頂古墳群	青の山
		積石塚古墳	聖通寺山
書跡		本妙寺文書(八通)	本妙寺
絵画		宇多津街道図	本妙寺
		絹本著色摩尼宝珠曼荼羅図	円通寺
		絹本著色弘法大師像	円通寺
		絹本著色愛染明王図	円通寺

資料：町教育委員会

文化協会加入団体（平成24年度）

団体名	
宇多津町木彫愛好会	3B 体操同好会
青山棋友会	日舞同好会
宇多津ソーシャルダンスクラブ	華道 一正流
葉月ソーシャルダンスクラブ	レイ・ピカケ・フラ
芝の会	民謡同好会
生花 遠州（川原社中）	籐工芸クラブ華美会
煎茶 / 洗心会	土筆
民踊 ハマナス会	婦人会民謡クラブ
日舞 朋絵会	合唱団コスモス
琴城流 大正琴	華道 池坊（二見社中）
翕美会	新舞踊 扇の会
ちぎり絵クラブ	宇多津手話サークルれんげ
青山吟詠会	宇多津中央生活研究クラブ
細川頼之公顕彰会	宇多津さつき会
宇多津太鼓保存会	うたづこがらす太鼓
華道 草月流（秋山社中）	宇多津太極拳クラブ
日舞 春千寿会	ステップ21
宇多津仏像彫刻会	雅書道会
プリメリア（プリザードフラワー）	うたづ民謡愛好会
青の山社交ダンスクラブ	青山窯
宇多津コーロ・フィオーレ	池の坊（和みの会）
雅楽会	俳句クラブ
フォークダンスクラブ宇多津レディース	カラオケ大学
華道 池坊（久住社中）	レザークラフト同好会
日舞 友の会	着つけ愛好会
日舞 藤衣会	うたづ毎一絵
宇多津コール・メイ	ダンス・エアロ
カラオケ睦み会	うたづファンクダンス
手描き友禅の会	トールペイント同好会
宇多津川柳会	宇多津町ヨーガ教室
手編クラブ	松寿会
宇多津カラオケ歌友会	カラオケ讃燦会
志麗二胡教室	うたづフラワーアレンジメントクラブ
民謡津軽三味線山下会	皮革造形教室
うたづ・サン・パレット	宇多津陶芸クラブ
生花 遠州（近藤社中）	

資料：町教育委員会

【基本方針】

町内の文化財や歴史的資源等の保存に努めるとともに、住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の拡充を図ります。

また、住民主役の文化・芸術活動を推進するため、文化・芸術団体の育成を支援するとともに、専門的な知識・技能を有する指導者やボランティアの発掘・育成に努めます。

【施策の内容】

1．教育・文化のまちづくり

- (1) 香川短期大学や文化施設の集積を活かし、新たな文教ゾーンの形成を促し、教育・文化のまちづくりに取り組みます。
- (2) 香川短期大学と地域の「域学連携」を強化し、新たな生涯学習の場の創出等による文化活動の活性化を図ります。

主要な施策

教育・文化のまちづくり

大学周辺における文教ゾーンの形成

域学連携による生涯学習（カルチャークラス）の実施 大学と地域の交流促進

文化施設の活用

保健センター、ユープラザうたづ、ふれあいセンターの活用

コミュニティ分館の活用

2．住民活動の支援

- (1) 各種文化活動を行っている団体や個人を支援し、より多様な活動の支援に努めます。
- (2) 鹿島踊り等の地域で継承されてきた文化・芸術活動については、無形文化財への登録を推進し、町の誇りとして次世代に引き継いでいきます。

主要な施策

住民の自主活動の支援

伝統文化の継承活動支援

芸術や文化にあふれたまちづくりの推進

文化活動に対する助成制度の活用

無形文化財登録の推進

3．地域資源の発掘と活用

- (1) 古くから讃岐の門戸として知られると同時に、海上交通の要衝として発展してきたという地域特有の歴史を活かすため、寺社等の文化財や歴史的資源等の発掘に取り組むとともに、町文化財保護協会を中心に住民の地域への愛着や誇りを高める場づくりに努めます。

主要な施策

地域資源の発掘と活用

寺社等の歴史資源の見直しと活用

世代間交流を通じた伝統技能等の継承、後継者育成

地域資源の情報発信

4．文化遺産の保全と活用

- (1) 文化財や歴史的資源等の保存に努めるとともに、寺子屋や宇多津検定などの住民が文化財や歴史的資源等に触れる機会の拡充、環境整備を図ります。

主要な施策

文化遺産の保全・活用

文化財保護協会等の活動支援

観光的視点と併せた町並み整備

町内の案内パンフレット作成

寺子屋、宇多津検定等による文化遺産愛護意識の高揚

2 - 4 交流の振興

【現状と課題】

本町では、ユープラザうたづ等の交流拠点施設の充実をはじめ、新宇多津都市での歩行者天国・既成市街地での町家とおひなさんといったイベントの盛況など、立地ポテンシャル*の高さを活かし、他市町村との交流や、新宇多津都市と既成市街地の地域間での交流が図られています。一方、新宇多津都市ではゴールドタワーや大型商業施設等の集客が減少し、中心市街地のにぎわいが衰退傾向にあります。四国の玄関口としてのポテンシャル*の高さを活かした交流圏や交流人口の拡大を図るため、新規集客力のある施設等を誘致し、周辺商業施設等と連携を図ることにより、交流人口を増やしてにぎわいを取り戻すことが必要です。

さらに、香川短期大学が立地している特性を活かし、地域と大学の交流を促進することが重要です。

また、国際化が一層進展する中、本町においては、町在住の外国人や県の英語指導助手による英会話教室や料理教室等を開催するなど異文化に触れる機会を充実させるとともに、保・幼・小・中の一貫教育における英語教育などを活用し、国際交流を推進していくことも必要です。

【基本方針】

本町の交流拠点や地域イベントのさらなる充実を図り、四国の玄関口としての立地ポテンシャル*を活かした都市間交流・地域間交流を促進し、生活・文化における交流拠点都市を形成していきます。また、香川短期大学が立地している特性を活かした「域学連携」を図り、独自性のある交流活動を推進します。

さらに、国際交流の推進体制を整備して多様な交流を展開するとともに、国際化時代に対応した人材の育成に努め、住民の国際交流を推進していきます。これらの交流機会の創出により、町全体の活性化に努め、地域や世代を超えた多様な主体が活躍する元気な宇多津町を目指します。

【施策の内容】

1. 国際交流の推進

- (1) 地域に根ざした住民レベルでの国際交流の展開に向け、住民の国際交流活動の推進や国際交流団体の育成・支援に努めます。
- (2) 保・幼・小・中の一貫教育における英語教育の取り組みを推進し、国際化時代に対応した人材の育成に努めます。
- (3) 諸外国の習慣・文化に関する住民の理解を深めるとともに、町内に在住する外国人が共生できる社会を構築し、住民の国際理解を促していきます。

主要な施策

国際交流の推進

中学生の海外派遣等の継続実施

在住外国人との交流の推進

宇多津国際交流会の活動支援

(財)香川県国際交流協会共催による活動の支援

語学ボランティアスタッフの育成による活動推進

国際化時代に対応した人材の育成

保・幼・小・中の一貫教育における英語教育の取り組みの推進

生涯学習講座(外国語)の充実

国際理解教育の推進

国際理解教育の場の拡充

外国人向け生活ガイドブックの作成

官民連携による日本語教室の開催

相談事業の推進

2. 都市間交流の推進

- (1) 本町の交通利便性を活かした多様なイベントを充実させるとともに、その情報を広く発信し、交流機会の拡大を図ります。
- (2) 本町の中心市街地である駅北地区に、ふれあい・語らい・憩いが満たされ、人・もの・情報が行き交う交流の場を創出するため、複合的で面的な中心拠点の創出を推進していきます。

主要な施策

交通利便性を活かした交流の推進

地域情報の発信

歩行者天国やおひなさんをはじめとしたイベント等の充実

町の顔となる面的な中心拠点の創出

既存の施設の活性化

施設の誘致の検討

都市機能の集約化

3. 地域間交流の推進

- (1) 新宇多津都市及び既成市街地の特色を活かしたそれぞれの多様なイベント開催に努め、交流機会の拡大を図ります。

主要な施策

立地ポテンシャル*を活かした新規集客力のある施設の誘致

新宇多津都市における歩天・大収穫祭等をはじめとしたイベントの充実

既成市街地における町家とおひなさん、秋祭り等をはじめとしたイベントの充実

第3節 人権尊重のまちづくり

3-1 人権教育の推進

【現状と課題】

すべての住民は法の下に平等であり、基本的人権を保障された存在であることを認識し、国籍、性別、年齢、家族構成、障害の有無、経歴等による様々な差別や偏見を根絶することが必要です。

本町では、平成17年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、学校教育や生涯教育などを通じて、人権教育に努めてきました。また、特集人権・同和教育だよりの全戸配布、人権・同和教育副読本の小中学校への配布など、人権・同和教育に関する広報活動の充実を図ってきました。

今後も、住民一人ひとりが、正しい理解と認識を持てるよう、あらゆる機会を通じて人権意識の啓発を推進し、「差別をしない・させない・ゆるさない」という基本理念を広めていくことが必要です。特に近年は、インターネットを利用した中傷や差別など新たに対応すべき課題も発生しており、学校教育や生涯教育にたずさわる関係機関と連携しつつ、差別を受けている人たちが安心して、いつでも気軽に相談できる体制づくりにも努める必要があります。

【基本方針】

人権教育・啓発を促進し、住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、相談・救済体制の充実を図り、「住民一人ひとりの人権が尊重される社会」の実現を目指します。

【施策の内容】

1. 人権教育の推進

- (1) 学校教育や生涯学習を通して、様々な場面における人権問題をとらえた教育の充実を図ります。
- (2) 幼稚園、小中学校教諭への人権・同和教育講演会の継続実施、教員並びに行政職員の研修参加を通して、人権・同和教育における指導者の育成に努めます。

主要な施策

人権教育の推進

「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく取り組みの実施
 実施体制の充実 NPO*や住民団体などの参加・参画の推進
 人権教育における指導者の育成
 幼稚園、小中学校教諭への人権・同和教育講演会の継続実施
 教員・行政職員の研修参加の促進

2. 広報活動の充実

- (1) 特集人権・同和教育だよりの学校向け人権・同和教育副読本の配布、広報への人権コラムの掲載など、人権問題に関する広報活動の充実を図ります。

主要な施策

広報活動の推進

特集人権・同和教育だよりの全戸配布の継続実施
 小学校への人権・同和教育副読本「なかま」の配布の継続実施
 中学校への人権・同和教育副読本「人間」の配布の継続実施
 広報への人権コラム掲載の継続

3. 相談・救済の体制づくり

- (1) 学校教育・生涯教育における関係機関と連携を取りながら、相談・救済体制を整備し、差別を受けている人たちのケアに努めます。

主要な施策

相談体制の充実

救済体制の充実

3 - 2 男女共同参画社会の形成

【現状と課題】

男女の平等は、民主的な社会の基礎であり、憲法の基本理念の一つとして掲げられています。

本町では、平成 19 年に「宇多津町男女共同参画基本計画」を策定し、性別による役割分担意識の是正や、政策・方針決定過程への女性の参画など、男女共同参画の取り組みを進めつつありますが、依然として格差や固定的な役割分担に基づく偏りが見られます。また、生活水準の向上や社会環境の変化で、個性と能力を發揮できる社会実現がより求められるようになっていきます。

今後、男女が互いの人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず職場や地域など社会の様々な場面において、その個性と能力を發揮することができる男女共同参画社会*を実現するために、社会全体の意識改革や環境整備をなお一層強化していく必要があります。

【基本方針】

社会における様々な場面において男女共同参画を推進するため、家庭から学校、職場にいたるまで、生涯を通じた学習機会や情報提供の充実に努めます。

また、家庭での子育て支援、相談・指導体制の充実、庁内の推進体制の整備を通して、男女共同参画社会*の形成を図ります。

【施策の内容】

1. 女性の社会参画の促進

- (1) 地域や職場等の様々な場面における、政策・方針決定過程への女性の参画を促すとともに、研修機会の提供や各種活動の支援を通して、スキルアップや意識の向上に努めます。
- (2) 福祉施策等との連携のもと、女性が社会参画しやすい環境整備に努めます。

主要な施策

地域や職場等における政策・方針決定過程への女性の参画の推進

行政の政策や方針決定の場への女性の参画の推進 女性の幹部職への登用の推進

スキルアップや意識の向上の推進

多様なニーズに対応した研修機会の提供

女性会議、女性セミナー等の研修への参加促進 各種活動の支援

家庭内における男女の公平化の促進

育児子育て支援の充実 ワーク・ライフ・バランス*社会の促進

地域特性に応じた女性の社会参加促進

2. 男女共同参画学習・啓発活動の推進

- (1) 学校教育や生涯学習等のあらゆる機会を通して、男女共同参画意識の醸成と性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた教育・啓発活動に取り組みます。
- (2) ホームページ・広報・SNS*等により情報発信を強化し、幅広い年代が教育・啓発活動に参加できるよう努めます。
- (3) DV*やセクシャルハラスメントなど、近年複雑化する問題に対応しつつ、男女雇用機会均等法やDV*防止法等の普及・啓発、相談・指導体制の充実に努め、男女共同参画社会*の形成に向けた意識づくりに努めます。

主要な施策

男女共同参画学習・啓発活動の推進

教育機会の充実

幅広い女性の受講を目指した広報・ホームページ・SNS*等の様々な情報媒体の活用

相談・指導体制の充実

「配偶者暴力相談支援センター」の設置の検討

3. 男女共同参画社会*に向けた庁内推進体制の整備

(1) 男女共同参画社会*の形成に向け、町独自の男女共同参画基本計画の一層の充実を図るとともに、住民アンケートの結果を活用し、庁内の推進体制の整備に取り組みます。

主要な施策

町独自の男女共同参画計画の充実

少子高齢化への対策の検討 女性の管理職への登用の推進

住民アンケートの結果に即した施策の推進

第5章

地域の特色を活かしたにぎわいの あるまち

第1節 産業創造のまちづくり

- 1 - 1 活力ある商工業の振興
- 1 - 2 地域資源を活かした観光振興
- 1 - 3 地域の特色を活かした農水産業の振興

第2節 活力ある地域の形成

- 2 - 1 新宇多津都市の活力ある市街地づくり
- 2 - 2 既成市街地の趣あるまちづくり
- 2 - 3 南部地域の資源を活かした環境づくり

第5章 地域の特色を活かしたにぎわいのあるまち

第1節 産業創造のまちづくり

1-1 活力ある商工業の振興

【現状と課題】

本町では、臨海部において工業用地を確保するとともに、企業誘致条例を制定するなどして積極的な企業誘致に取り組み、産業の振興に努めてきました。また、瀬戸大橋をはじめとする交通体系の整備や新宇多津都市の整備等により、本町の立地ポテンシャル*が高まり、新宇多津都市周辺や国道11号沿線を中心に、商業・サービス業が集積してきました。

しかしながら、厳しい経済情勢が続く中、大規模な企業の進出は期待し難いとともに、町内に大規模な企業用地を確保することも難しい状況にあるため、今後は、新宇多津都市等の産業基盤を活かしつつ、既存企業への支援を充実させ、企業流出の防止、付加価値の向上を推進する必要があります。

一方、事業者の高齢化や後継者不足等から既成市街地における商店街の衰退に加え、近隣市町に大型量販店やアウトレットモール等が立地したため、新宇多津都市における商業力の低下も懸念されます。

このため、地域資源等の活用により個性的な魅力を活かしていく必要があります。

また、起業家支援制度の整備により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組んでいくことも必要です。

工業の推移

	事業所数	従業者数 (人)	出荷額 (百万円)
平成14年	27	1,948	41,642
平成15年	31	1,947	40,253
平成16年	29	1,742	40,046
平成17年	27	1,896	40,587
平成18年	25	1,956	34,430
平成19年	24	1,978	36,238
平成20年	24	2,068	37,042
平成21年	23	1,935	33,111
平成22年	23	1,972	36,248

資料：工業統計調査

商業の推移

	卸売業			小売業		
	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)	商店数	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成 11 年	62	827	75,940	199	1,845	34,708
平成 14 年	54	528	66,394	191	1,458	30,575
平成 16 年	55	610	66,508	183	1,454	29,686
平成 19 年	43	580	58,304	165	1,457	35,746

資料：商業統計調査

【基本方針】

新宇多津都市においては、これまで培ってきた産業基盤を活かしつつ、既存企業への支援の充実とともに企業間の連携の強化を図り、産業の活力維持・向上に努めます。

地域資源の活用や既存市街地、新宇多津都市それぞれの個性的なまち魅力を活かし、広い分野での地域の活性化を目指します。

また、起業家に対する支援・育成に積極的に取り組み、持続可能な産業の振興を目指します。

【施策の内容】

1．既存企業への支援策の充実

- (1) 町内の既存企業への支援策の充実や企業ニーズに応じた環境づくりに取り組むとともに、起業家の創出や育成支援を図っていきます。

主要な施策

既存企業への支援策の充実

起業家の創出や育成支援

新たな企業用地の確保に向けた土地利用及び土地所有の調査

2．商業・サービス業の集積促進

- (1) 新宇多津都市を中心に、商業・サービス業の集積の維持・促進を図ります。

- (2) 既存市街地においては、歩いて暮らせる集約型まちづくりを進めるうえでの日常生活に密着した商店の確保を推進します。

主要な施策

中心商業地の魅力の向上

中心商業地への機能集積の誘導

商業振興組織の育成

魅力ある買物環境の創出

駐車場・駐輪場の確保 快適な歩行者空間、ポケットパークの整備

古街の町並みに調和したコンビニエンスストアの誘致

観光・農業・イベント等との連携

1 - 2 地域資源を活かした観光振興

【現状と課題】

本町には、四国霊場第78番札所の郷照寺をはじめとする多くの歴史・文化的資源に加え、瀬戸内海の多島美や青の山等の自然資源、世界のガラス館やゴールドタワー等の観光施設があります。また、「宇多津太鼓台まつり」「うたづの町家とおひなさん」「宇多津秋の大収穫祭」等の個性あるイベントが開催され、多くの来訪者を集めています。

しかしながら、資源相互の連携や回遊性が弱く、町全体として豊富な地域資源の魅力が十分に活かされていない状況です。今後は、これらの地域資源を巡るテーマ性のある散策コースやイベントの展開、また、積極的な情報発信に努め、町内外の交流を主体とした観光施策の展開を図っていく必要があります。

【基本方針】

多様な地域資源を「活かす」「繋ぐ」「巡る」視点から、既存イベントの新たな展開や散策コースづくり、積極的な情報発信など、住民・事業者・関係団体の連携と創意工夫による取り組みの展開により、町内外の交流人口の拡大を通じて地域振興を図ります。

【施策の内容】

1．観光資源の充実

- (1) 既存の観光資源の整備・充実に取り組むとともに、点在する地域資源のネットワーク化を図り、多様なニーズに対応できる観光の振興に努めます。
- (2) 魅力ある観光イベントの創出・充実により、町のイメージ向上と誘客に努めます。

主要な施策

新宇多津都市の活性化及び周辺地域との連携
 地域との協働*によるテーマ別散策コースの検討と充実
 多様な観光ニーズの把握・対応
 魅力ある観光イベントの創出・充実

2．情報発信の強化

- (1) 観光パンフレットやインターネット等の多様な媒体を活かして、町内の観光施設、イベント、特産品等について、観光客のニーズを踏まえた効率的・効果的な情報発信に努めます。

主要な施策

多様な媒体による観光PRの強化
 道の駅等における情報コーナーの有効活用
 観光施設、イベント、特産品等のPR

3．観光振興推進体制の強化

- (1) 住民、事業者、関係団体、行政などの各主体と連携・協働*しながら、それぞれの責任と役割のもと観光の振興のため、協力体制の構築を図ります。
- (2) 地域住民の「もてなしの心」を育み、地域全体で観光客を温かく迎える体制づくりに努めます。

主要な施策

住民、事業者、関係団体、行政などの連携・協働*
 地域住民の「もてなしの心」の育成

1 - 3 地域の特色を活かした農水産業の振興

【現状と課題】

本町の農業を取り巻く環境は、都市化の進展に加え、農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、耕作放棄地*の増加など、厳しい状況にあります。そのため、今後は、経営能力の高い担い手の育成、消費者ニーズを踏まえた高付加価値の農産物の生産などを進める必要があります。

また、水産業においては、サワラやマナガツオなどの刺網漁などの海面漁業が行われていますが、水産資源の減少や魚価の低迷など、経営の不安定要因があります。そのため、今後は、経営安定性が高く、生産性の高い水産業を構築していく必要があります。また、起業家支援制度の整備により、起業を目指す人材の育成・支援に取り組んでいくことも必要です。

【基本方針】

都市化の進展等を踏まえながら、経営能力の高い担い手の育成、消費者ニーズを踏まえた高付加価値な農産物の生産、インターネット等を活用した販路拡大や情報発信等の支援に取り組んでいきます。

また、水産業においては、経営安定性が高く、生産性の高い水産業への転換を図っていきます。

【施策の内容】

1．農業担い手の育成

- (1) 優良農地の保全や耕作放棄地*の解消などに取り組みながら、都市型農業や地域の特色を活かした農業の振興に努めます。

主要な施策

農業担い手の育成
耕作放棄地*の情報提供と利用促進
耕作地貸付制度の検討

2．高付加価値な農産物の生産

- (1) 安全安心かつ新鮮な高付加価値な農産物の生産を支援するとともに、インターネット等を活用した販路拡大や情報発信を行い、活力ある農業の振興を図ります。

主要な施策

高付加価値な農産物の生産
優良生産者表彰制度の導入
道の駅やSA等での地元食材メニューの提供
インターネット等を活用した販路拡大や情報発信

3．経営安定性の高い水産業への転換

- (1) 高付加価値の車海老、キジハタ等、つくり育てる水産業の振興を図ります。
(2) 水産業の経営安定性の向上を目的に、観光との連携や新たな漁法の導入など、新たな水産業のあり方について検討します。

主要な施策

車海老、キジハタ等の高付加価値水産業の推進
観光との連携や新たな漁法の導入

第2節 活力ある地域の形成

2-1 新宇多津都市の活力ある市街地づくり

【現状と課題】

「新宇多津都市」は、瀬戸大橋やさぬき浜街道、JR 瀬戸大橋線をはじめとする交通体系が充実する本町の中核としての機能をもつ地域です。また過去には、塩田地として栄え、現在では風光明媚な瀬戸内海に面する臨海公園周辺における憩い・安らぎの空間としての活用が進むとともに、土地区画整理事業*による都市開発により、都市計画道路・公共下水道・公園・緑道等の都市基盤が充実している地域です。こうした地域の特性のもと、これまで大型小売店の出店やロードサイドビジネス*の立地や、民間事業者による宅地の造成・開発、マンション、アパート経営も進んできました。

しかし、近年は集客数の減少傾向や大型小売店の撤退など本町の中核としての機能低下が危惧されるとともに、地域としての一体感の希薄化や高齢化の進行などにより、地域活動の維持・活性化など様々な課題を有しています。

今後は、こうした課題を克服し、引き続き本町の中核としての機能をもつ地域として、商業・サービス業の集積によるにぎわいの再生を図りつつ、安全で安心して生活ができる居住環境の整備を進め、活力ある市街地の形成を図ることが必要です。

専業・兼業農家数

	総数	販売農家			自給的農家	経営耕地面積(ha)
		専業	第1種兼業	第2種兼業		
平成12年	227	23	5	82	117	78
平成17年	200	12	8	55	125	43
平成22年	179	14	3	45	117	35

資料：農業センサス

【基本方針】

「新宇多津都市」は、本町の中核としての機能をもつ地域として、にぎわいの創出を図りつつ、安全で安心して生活ができる居住環境をもつ活力のある市街地づくりを進めます。

【施策の内容】

1. にぎわい空間の再生

- (1) 商業、業務等の都市機能が集積した地域としての特性を活かし、まちの顔として、にぎわいのある空間の再生を目指します。

主要な施策

JR 宇多津駅周辺の機能強化

宇多津駅周辺への商業機能集積の促進

宇多津駅の改装要望・支援

駅構内未利用スペースの有効活用の検討

にぎわいの軸づくり

香川短期大学との連携したイベント開催

ビブレ跡地の有効活用の検討

臨海公園周辺の魅力づくり

人工海浜の整備促進

周辺企業間の連携強化の推進

2. 良好な居住環境の保全

- (1) 充実した都市基盤を活かした、利便性の高い都市型住宅の整備を進めるとともに、安全で快適な居住環境の保全に努めます。

主要な施策

良好な都市型住宅の整備促進

複合型（商業・居住）住宅の整備

老朽マンションのリフォーム支援

安全で快適な都市空間の保全

公開空地の確保・保全の推進

道路緑化の推進

潤いのある水辺空間の整備検討

2 - 2 既成市街地の趣あるまちづくり

【現状と課題】

「既成市街地」は、古くからの歴史と伝統的町並みを有する「古街」として親しまれる地域であり、かつて港町として繁栄したことから由緒ある神社仏閣や町家等により、独特の趣のある地域となっています。また、おひなさんをはじめ地域の歴史性に端を発する祭事・イベントの他、コミュニティ主催イベントなども開催され、地域の交流も盛んです。

こうしたまちの趣と古くからの営みが脈々と続く地域を、後世へと伝承していく必要があります。しかし、近年は人口減少と高齢化が進み、空き家の増加などで空洞化が進行し、まちの活力が失われつつあります。

今後は、高齢化社会への対応はもとより、地域の安全安心を守り、風格や品格を備えた緑あふれる地域として、若い世代にも“住みたいまち”と実感できるような、地域の活力と魅力の向上による趣あるまちづくりを進めることが必要です。

【基本方針】

「既成市街地」は、風格や品格を備えた緑あふれる居住地域として趣あるまちづくりを進めます。

【施策の内容】

1．生活環境の改善

- (1) 高齢者をはじめとした全ての住民が安全で快適に暮らせる生活環境を守るため、住民にとって望ましい道路、公園等の再整備を協働*して進めるとともに、古街としての良さを活かしたイベントの開催や景観の保全に努めます。

主要な施策

生活環境の改善

生活道路の再整備 公園・オープンスペース*の再整備 防災機能の強化

地域資源の有効活用

古民家を活用したにぎわいづくりの検討 景観保全支援制度の検討

伝統行事、コミュニティ活動の支援充実

2．空き家の有効活用の推進

- (1) 古くからのまちなみを保全するため、空き家の現状を把握し、その有効活用を推進するため、入居者の斡旋、リフォーム等に対する支援制度の充実を図ります。

主要な施策

空き家への入居者の斡旋

宇多津町空き家バンク*制度の継続

空き家活用の支援

リフォーム支援制度の検討

2 - 3 南部地域の資源を活かした環境づくり

【現状と課題】

「南部地域」は、町南部に位置する地域であり、一団の優良な農地が多く、落ち着いた田園環境が保全されています。また、大束川や鴨田川の水辺環境や自然環境にも恵まれる、都市近郊の自然資源として貴重な緑の空間を有しています。さらに、国道11号沿線には沿道商業や沿道サービス施設や学校などが立地し、利便性の高い地域です。

しかし、近年は、県道富熊宇多津線周辺や一部の農地における、敷地の細分化等によるミニ開発が進みつつあり、計画的な都市基盤整備と併せ、居住環境としての維持・増進と、秩序ある土地利用誘導が課題となっています。また地域の特性を活かした農業の振興を図ることが課題となっています。

今後は、都市基盤の計画的な整備等により、良好な田園環境の保全と居住環境の維持・増進などを図りつつ、地域資源を活かした、住民主体の多様な地域活動を展開しやすい環境づくりを進めることが必要です。

【基本方針】

「南部地域」は、地域の資源を活かし、住民主体の多様な地域活動が展開しやすい環境づくりを進めます。

【施策の内容】

1．計画的な土地利用の誘導

- (1) 南部地域の有する自然、田園、都市等の多様な機能が調和した良好な生活環境を保全するため、計画的な土地利用の誘導を図ります。

主要な施策

用途白地地域における計画的な土地利用の誘導

地区計画の検討・導入

特定用途制限地域の適正な運用

優良農地の保全促進

国道11号沿線の商業施設の集積促進

都市基盤施設の整備・充実

県道富熊・宇多津線の整備要望

公共下水道の整備推進

2．安全で良好な田園環境づくり

- (1) 田園地帯における治水対策の強化や自然環境の保全を推進し、安全で良好な田園環境づくりに努めます。

主要な施策

安全な水辺空間の形成

鴨田川治水対策の推進

山林の保全

青の山、角山の風致地区の保全

第6章

計画推進の体制づくり

第1節 住民参画のまちづくり

- 1 - 1 コミュニティの育成
- 1 - 2 協働のまちづくり

第2節 効率的な行財政運営の推進

- 2 - 1 合理的な行政運営の推進
- 2 - 2 効率的な財政運営の推進

第6章 計画推進の体制づくり

第1節 住民参画のまちづくり

1-1 コミュニティの育成

【現状と課題】

本町は公営住宅、給与住宅及び民間借家が多いため借家率が高く、転出入者が多い状況です。こうした状況から、新宇多津都市では自治会などのコミュニティ組織が少なく、住民同士の関係が希薄になっています。

一方、長い歴史と伝統をもつ既成市街地には古くからの居住者が多く、自治会を中心とした地域の会合やお祭りへの参加も盛んです。しかし、少子高齢化や地域の繋がりに対する意識変化等によって自治会の活動は衰退傾向にあります。

これら両地区におけるコミュニティを育成するために、新宇多津都市におけるコミュニティ組織の形成と、既成市街地における自治会活動の活発化等、新宇多津都市と既成市街地の2つの特性を踏まえた展開が求められています。

【基本方針】

自治会がほとんどない新宇多津都市では、「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援を行い、自治会の代わりを担うコミュニティ組織を形成していきます。

自治会活動が衰退傾向にある既成市街地においては、新宇多津都市との相互交流等による自治会活動の活発化を図っていきます。

【施策の内容】

1. コミュニティ組織の充実

- (1) 新宇多津都市、既成市街地、新たに住宅地開発が進む南部地区など、それぞれの特性を踏まえた展開を推進し、自治会を中心としたコミュニティ組織の充実と、コミュニティ意識の醸成を図っていきます。

主要な施策

新宇多津都市でのコミュニティ組織の形成

「防災」や「子ども」をテーマとしたコミュニティ組織の育成・支援

マンションの管理組合等の既存のコミュニティ組織の活用

既成市街地における自治会活動の推進

新宇多津都市との相互交流による自治会活動の活発化

南部地区における自治会の結成促進

2. コミュニティ活動の推進

- (1) コミュニティ活動の推進を図るため、コミュニティ施設の充実・活用に努めます。
- (2) コミュニティ組織間や行政との連携を高めつつ、コミュニティ組織を通じた多様なまちづくり活動への参画を促します。

主要な施策

- コミュニティ施設の充実・活用
 - コミュニティ活動における活動拠点の整備 既存施設の機能強化
- 相互交流による自治会活動の活発化
- 自治会連合を中心としたコミュニティ組織間の連携体制の確立
- まちづくりへの住民参加の仕組みづくり
 - コミュニティ組織と行政の連携強化

1 - 2 協働のまちづくり

【現状と課題】

本町では、美化・緑化活動、福祉分野におけるボランティア活動等、様々な住民主体の活動が取り組まれています。

しかしながら、活動団体の固定化やメンバーの高齢化、地域における連帯感の希薄化などから、住民の主体的な活動の停滞や活動に対する関心・意識の低下が懸念されています。

多様化する地域の課題解決に取り組んでいくためには、住民と行政の協働*によるまちづくりが不可欠であり、既存の活動団体の支援や人材の育成、活動団体間での連携強化、まちづくりに対する意識の高揚などに取り組む必要があります。

また、協働*のまちづくりを進めていくためには、住民と行政がまちづくりに関する課題をはじめとした情報を共有することが重要であり、お互いの情報を積極的に発信し共有することが必要です。

【基本方針】

協働*のまちづくりの実現に向け、地域の課題を自ら解決していく活動団体の育成・支援に努めるとともに、活動団体同士、団体と行政との連携強化、新たな人材の発掘を図り、住民と行政がそれぞれの責任と役割を果たしながら、協働*・連携によるまちづくりを一層進めていきます。

【施策の内容】

1. 住民活動の支援

- (1) 住民活動に関する住民意識の高揚を図るとともに、ボランティアやNPO*等の住民活動に対する支援を強化します。
- (2) ボランティアやNPO*等の活動団体に関する情報の一元化を図るとともに、活動団体の取り組みの紹介などに努め、継続的な活動が図られる仕組みづくりを検討していきます。

主要な施策

ボランティア・NPO*等の住民活動の支援
 様々な活動団体の支援 ボランティア・NPO*等の活動団体のネットワーク化
 ボランティアの活動拠点の整備検討
 人づくり
 住民活動に関する意識啓発 まちづくりのリーダーの発掘・育成
 活動団体情報の一元化

2. 多様な媒体を活かした情報発信

- (1) 広報紙やホームページ、SNS*等の多様な手段の活用を図りながら、町の行財政運営の情報発信を行います。
- (2) 幅広い年齢層の住民への情報発信であることを認識し、わかりやすい情報の発信手段や掲載方法など、住民の意向を踏まえながら見直しを進めていきます。

主要な施策

多様な手段を活かした情報発信
 ホームページやSNS*の活用 広報紙の配布
 新たな情報発信手段の調査・研究 タブレット端末*による行政情報提供の研究
 双方向情報システムの検討
 電子行政オープンデータ推進体制等の研究 双方向性情報システムの検討

3. 住民意向の反映

- (1) 様々な媒体や機会を活かして、住民意向の把握に努めるとともに、住民意向を行政運営に反映させる仕組みづくりを検討していきます。

主要な施策

住民意向の把握

ホームページやSNS*等を活用した住民意向の把握

住民との懇談会やワークショップ*などの実施

確立

パブリックコメント*などの制度の

行政運営への反映

住民からの意見への対応の「見える化」の検討

第2節 効率的な行財政運営の推進

2-1 合理的な行政運営の推進

【現状と課題】

今日、高度情報化社会の到来、少子高齢化の急速な進行、経済等におけるグローバル化の進展等、住民の価値観や生活様式は高度化・多様化しています。

また、国から地方への権限移譲が推進され、地方自治体の自己決定・自己責任の役割が大きくなっているのに対し、地方財政は逼迫した状況にあります。

こうした中で、住民サービスの向上を図り、住みたい・住んでみたい町を確立するためには、行政需要の増加と行政事務の高度化・複雑化・スピード化に対応した機構を確立していく必要があります。

また、職員の資質の向上に努め、基礎自治体としての業務が遂行できる自立した職員を育成していく必要があります。

【基本方針】

住民に信頼され、住みたい、住んでみたいと思える町の確立を目指して、複雑多様化する行政需要に迅速で適切に対応する弾力的で合理的な行政運営を図るとともに、地方分権*を推進するうえからも自立した職員の育成に努めます。

また、近隣市町との連携を高め、多様な住民ニーズに対応した効率的な行政運営を推進していきます。

さらに、行政事務の情報化が進む中で、新たな情報システムの活用も視野に入れた情報化の推進と、高度情報化社会に対応した人材育成に努めます。

【施策の内容】

1. 合理的で信頼ある行政機構の確立

- (1) 住民の行政に対する要望や意見を的確に把握し、迅速な対応を図る体制づくりに取り組むとともに、行政評価*との連動を視野に入れた機構改革について検討していきます。
- (2) 情報公開制度に基づく積極的な情報公開、双方向の情報共有を通して、行財政運営に対する住民の理解を高めるとともに、行政と住民の情報の共有化を進め、住民に信頼される行政体制の確立を目指します。

主要な施策

多様な要望や意見に対応できる行政機構の確立

住民の意思に密着した行政展開 多様な相談体制の充実 窓口対応の円滑化

行政評価*と連動した合理的な行政機構への推進

双方向の情報共有の推進

情報公開制度の推進 住民との双方向の情報交換

SNS*等の様々なツールを活用した住民意向の把握

官から民へのパワーシフトの推進

2. 行政事務の近代化

- (1) 情報処理のOA化*や情報化の推進体制等の更なる整備、職員の情報活用能力の向上、新たな情報技術の導入検討等によって、行政事務の近代化に努めます。

主要な施策

事務処理の効率化

情報処理のOA化*の強化 情報化推進体制の強化

職員の情報活用能力の向上

情報化推進のための人材育成

情報技術の発展に伴う新たなシステムの活用に向けた調査・研究

インターネットによる証明書などの電子申請・届出システムの拡充

3．職員の資質の向上

- (1) 地方分権*などの地方行政を取り巻く環境の変化に明確に対応できる自立した職員を育成するため、研修等の充実による職員の資質の向上を図ります。

主要な施策

職員の資質向上

研修への参加促進 研修参加義務の制度化検討

研修の効果を組織に還元するための体制づくり

職員の意識改革

4．広域的な行政の推進

- (1) 近隣市町との連携の強化を図り、行財政の効率化と、多様な住民ニーズに対応した行政運営を推進します。

主要な施策

効率的な広域行政の推進

坂出・宇多津広域行政事務組合における事業の推進

定住自立圏構想*を視野に入れた体制づくりの検討

2 - 2 効率的な財政運営の推進

【現状と課題】

本町の近年の財政状況は、国全体の長引く景気低迷により、歳入では町税が減収となっており、今後においても税収全体の大きな伸びは期待できません。

一方、歳出では、地方分権*に伴う行政需要が多様化、複雑化する中で、特に福祉分野に関する扶助費が大きく伸びるなど、財政の硬直化が進行し、平成24年度にはプライマリーバランス*が赤字に転じています。

今後、歳入を安定的に確保していくために、町税等の徴収率を上げていくことはもちろんのこと、受益者負担*の適正化、定住人口の増加等を図っていく必要があります。また、歳出においては、行政評価*システムや住民満足度調査等の活用によって、事業の選択と集中をより推進し、計画的な財政運営に努めるとともに、民間資本の活用等により、効率的な事業の実施に努める必要があります。

【基本方針】

自主財源の増加を基本とし、安定的で公平性を徹底した財源の確保を実現していくとともに、住民のニーズを踏まえつつ、優先的・重点的施策を明確にし、効率的な財源の運用に努めます。

【施策の内容】

1. 財源の確保

- (1) 多様化、高度化する行政需要の高まりに柔軟に対応できるよう、税率率の向上、企業誘致・企業再生等により新たな自主財源の確保に努めます。
- (2) 受益者負担*の適正化を実施し、住民サービスに対する適切な財源の確保を検討します。さらに定住人口施策を進めることによって、人口の増加を図り、安定した財源の確保に努めます。

主要な施策

自主財源の確保

町税の徴収率向上	企業誘致等の推進
企業再生等による民間企業の活性化	未利用地の売却・有効活用
公平性に基づく受益者負担*の適正化の検討	
定住人口の増加による安定的な財源の確保	
戸建住宅用地の開発推進	

2. 効率的な財源の運用

- (1) 行政評価*や住民満足度調査によって、優先的・重点的施策を明確にしながら、住民のニーズを踏まえた効果的・効率的な財源の活用を図ります。
- (2) 中期財政計画による中長期的な見通しのもと、安定的で計画的な財源の運用に努め、プライマリーバランス*の黒字化を推進します。

主要な施策

優先的・重点的施策の抽出

行政評価*システムの継続実施	住民満足度調査による住民ニーズの把握
安定的で計画的な財源の運用	
中長期の財政計画の作成・活用	財務諸表の作成・活用
企業会計、特別会計*の健全化	
公共施設の長寿命化	

3. 民間資本等の活用

- (1) 公共施設の管理運営等において、積極的に民間資本・ノウハウを活用し、行政と民間が協働*した効率的な事業の実施を図ります。
- (2) 行政サービス水準の確保や公共サービスの効率化に向け、行政サービスのアウトソーシング*などの取り組みを検討します。

主要な施策

公共サービスの民間開放を目的とした PPP の導入の検討

アウトソーシング*の検討 公園などにおける指定管理者制度*の推進